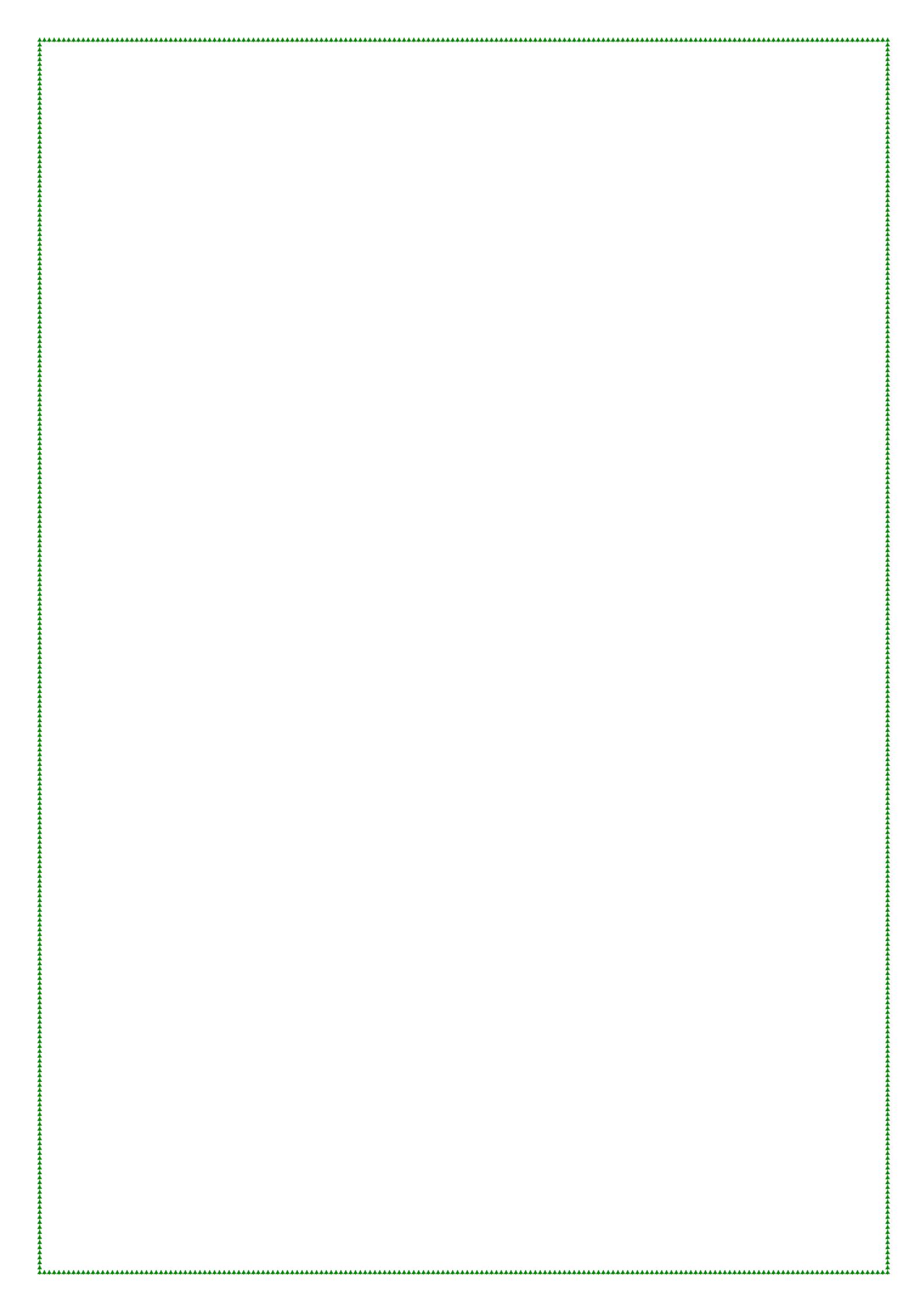


第2次まんのう町総合計画

後期基本計画

(案)

令和6年12月現在
まんのう町



【目次】

I 序 論	1
第1章 はじめに	2
第2章 まんのう町の現状	5
第3章 まんのう町の発展課題	13
II 基本構想	15
第1章 まちづくりの基本理念	16
第2章 まちの将来像	16
第3章 まちづくりの基本目標	17
第4章 施策の大綱	18
III 後期基本計画	21
<u>基本目標1 自ら学び・支えあうまち</u>	22
1. みんながいきいきと支えあって暮らせる（福祉・保健・医療）	22
1－1 つながり、寄り添う福祉の推進（地域福祉）	22
1－2 生涯現役と安心介護のまちづくり（高齢者支援）	24
1－3 自立と社会参加の実現（障害者（児）支援）	26
1－4 予防重視の健康づくりの推進（保健・医療）	28
2. 豊かな学びと生きがいを育む（教育・スポーツ）	30
2－1 地域ぐるみの子育ての推進（子ども・子育て支援）	30
2－2 一人ひとりの夢ひらく教育の推進（学校教育）	32
2－3 人生を豊かにする生涯学習の推進（生涯学習・生涯スポーツ）	34
3. 多様性を認め合う社会を築く（共生・交流）	36
3－1 認めあい、尊重するまちづくり（人権・平和）	36
3－2 多様な交流の推進（国際・地域間交流）	38
<u>基本目標2 農林商工・観光が息づくまち</u>	40
4. “しごと”を創出する（産業振興）	40
4－1 未来につなぐ農林業の振興（農業・林業）	40
4－2 はつらつと働く商工業の継承・発展（商業・工業）	44
4－3 自然を生かした“まんのう観光”的活性化（観光）	46

基本目標3 <u>ゆったり暮らせるまち</u>	48
5. 快適な暮らしを支える（生活環境）	48
5－1 生活基盤の長寿命化・更新（生活基盤）	48
5－2 うるおいある環境の保全と継承	51
5－3 住み続けたい、移り住みたい環境の整備（移住・定住）	53
5－4 生活安全対策の充実（防災・防犯・交通安全）	55
6. 地域課題をみんなで解決する（地域運営）	57
6－1 支えあうコミュニティの活性化（コミュニティ）	57
6－2 協働による適正な行財政の運営（行財政運営）	59

I 序 論

第1章 はじめに

1. 計画策定の目的

平成18年3月に、琴南町、満濃町、仲南町が合併してまんのう町が誕生して、まもなく20年が経とうとしています。

「新町建設計画」、「第1次まんのう町総合計画」に続き、令和2年度から「第2次まんのう町総合計画」に基づき施策を推進していますが、計画期間前半には、世界中を脅威におとしいれた新型コロナウイルス感染症の蔓延があり、本町においても様々な地域活動が中止・休止を余儀なくされ、順次、再開し、軌道に乗せようとしているところです。そんな中、計画期間中には、満濃池の名勝指定や風流踊の「ユネスコ無形文化遺産」への指定、「日本で最も美しい村連合」への登録など、新しい取り組みも始まっており、それらをさらに発展させていくことも重要です。

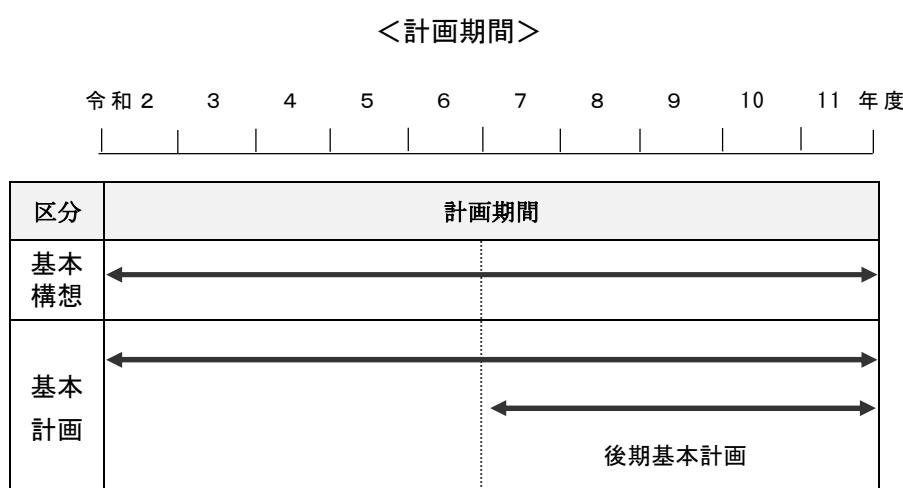
「第2次まんのう町総合計画」は、基本構想と基本計画から構成されますが、基本計画は、中間年である令和6年度に改めて後期基本計画を策定するものと位置づけています。

人口減少時代の適正な自治体運営、自治力強化をめざし、「第2次まんのう町総合計画 後期基本計画」を策定します。

2. 計画の位置づけと期間

「第2次まんのう町総合計画」は、本町がめざす将来像と、まちづくり全体の方向、そして、産業振興、福祉、教育、生活環境整備など、各分野の主要な施策の方向を掲げるものです。

令和元年度に、10か年計画として、基本構想と基本計画を策定しましたが、このうち、基本構想は改定せず、基本計画を令和7年度から令和11年度までの5か年計画として策定します。



3. 計画の背景となる主な社会動向

(1) 我が国の人ロハス・少子高齢化の一層の進行

本計画の目標年度である令和11年度には、我が国の総人口は10か年で5%減少し、高齢化率は31%に上昇して約3人に1人が高齢者という時代を迎えます。

生産年齢人口が減少することから、人材の確保・定着を図り、地域産業の活力を維持していくことがますます重要な課題となります。また、医療や介護・福祉など社会保障を引き続き充足させていく必要があり、財源に限界がある中で、生活習慣病予防による健康寿命の延伸や、地域での支えあいによる福祉の推進により、社会保障費の伸びを抑制していくことが社会的にも要請されています。

(2) 地方創生とデジタル化の取り組みの拡大

地方の人口減と東京一極集中の抑制を図るため、“しごと”を創り、“ひと”を呼び込み、“まち”を豊かにする、地方創生の取り組みが、平成27年度から官邸のリードで進められており、本町においても、「まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2期、策定・推進してきました。

一方、令和3年9月に国の行政組織として「デジタル庁」が設置され、自治体においても、デジタル技術を活用した地域活性化の取組を果敢に推進することを求めています。

このため、本総合計画後期基本計画と並行して推進する「まんのう町第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「まんのう町デジタル田園都市国家構想総合戦略」と位置づけ、その推進により、デジタル技術を活用しながら、地域課題の解決につなげていくことが必要です。

＜国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の概要＞

1 デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

～デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化～

- ◇地方に仕事をつくる
- ◇人の流れをつくる
- ◇結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ◇魅力的な地域をつくる

2 デジタル実装の基礎条件整備

～デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進～

- ◇デジタル基盤の整備
- ◇デジタル人材の育成・確保
- ◇誰一人取り残さないための取組

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和元年末から4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症が世界的に広がり、私たちの社会生活に大きな変化をもたらしました。感染防止のために、人と人が距離を取り、接触する機会を減らすことが求められた結果、地域の様々な活動が自粛を余儀なくされ、社会的な孤立や高齢者の虚弱化等の課題が深刻化しています。一方で、こうした状況は、人ととの交流やつながりの重要性について再認識する機会となっています。令和5年5月に国としての一連の制限をせず国民の主体的な選択にゆだねる「5類感染症」に移行したものの、完全収束を果たしたわけではなく、今後も、新型コロナウイルス感染症をはじめとする自然の脅威と向き合い、安全・安心に暮らせる地域づくりを進めていくことが求められます。

(4) 危機管理の強化の要請

平成23年3月の東日本大震災は、広範囲での甚大な津波被害と福島第一原子力発電所事故により、「想定外」を想定した危機管理の大切さが改めて認識されました。その後も、線状降水帯の発達や相次ぐ台風による河川氾濫、内水滞留、土砂災害、広域停電など、前例の少ない災害がしばしば発生し、令和6年8月には、史上初めて、「南海トラフ地震臨時情報」も発出されています。

日々の生活に目をむけると、特殊詐欺や広域強盗事件、危険運転が社会問題化しており、情報化の進展のマイナス面として、情報漏洩を防ぐため、個人や組織が多大な負担を強いられる時代となっています。

社会・経済が成熟・高度化する中で、ハード・ソフト両面の危機管理対策を引き続き強化していくことが不可欠です。

(5) 我が国を取り巻く国際環境の変化

令和4年のロシアのウクライナ侵攻や、令和5年からのパレスチナ・イスラエル戦争など、国際情勢は大きく変化しており、我が国では急激な円安が社会・経済に大きな影響を与えています。

輸出型企業の業績好転や、外国人観光客の大幅増などがみられる一方で、原料や燃料のコスト高、人材不足などで苦境におちいる業種・企業も少なくありません。

また、電子マネーが本格的に普及するとともに、インターネット上の「プラットフォーム」の運営企業が世界中に多大な影響力を持つほどに成長しており、WEB会議、動画配信、即時翻訳などの技術は着実に国際的なコミュニケーションの変化をもたらしています。そのほか、令和9年には「技能実習制度」が「育成就労制度」に変わり、外国人材の一層の受け入れも進むものと予想されます。

本町においても、まちづくりの各分野で、急速に進む国際環境の変化に対応していく必要があります。

第2章 まんのう町の現状

1. 町の概要

まんのう町は、香川県中讃地域の南部に位置する人口約17,000人の田園のまちです。

町名の由来となった日本最大のかんがい用ため池「満濃池」が中央に位置し、近隣にある金刀比羅宮、善通寺とともに、香川のシンボルとなっています。

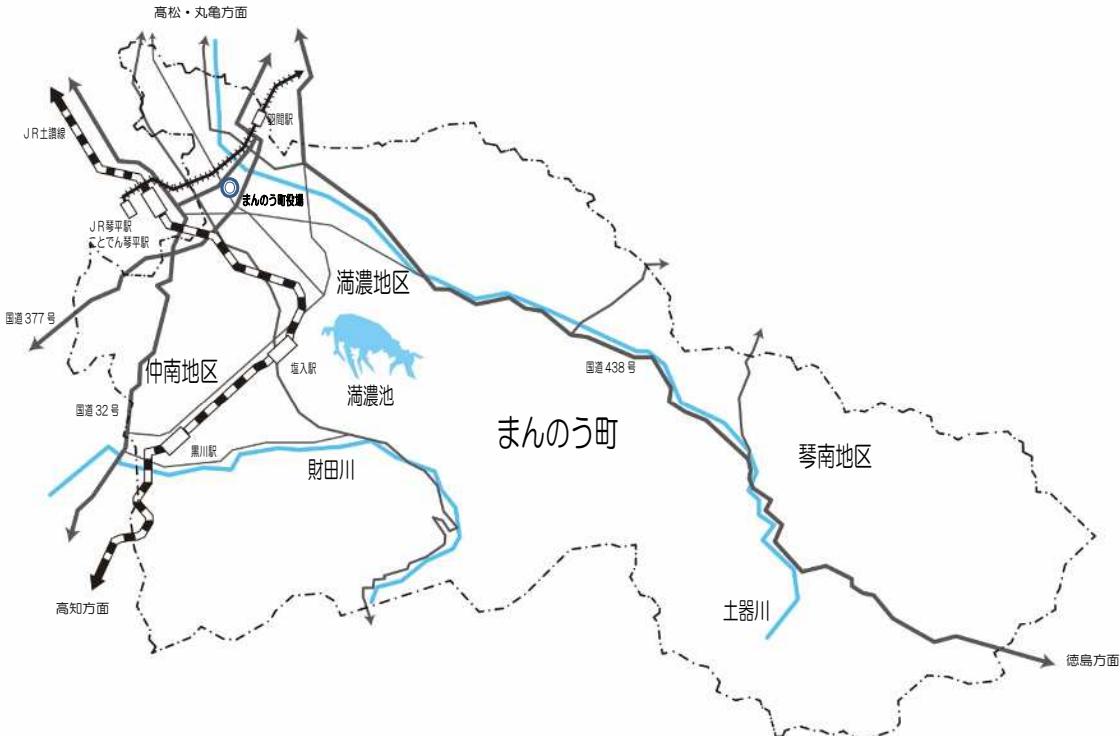
町域の北部は、讃岐平野の西縁部に位置し、古代条里制の遺構を今に遺す米・麦・野菜・果樹などの肥沃な営農地帯となっていますが、高度経済成長期以降の瀬戸内工業地域の発展により、主に近隣市町に通勤し本町に居住するという住宅地域としての土地利用も進展しています。

一方、町域の南部は、クヌギ・コナラなどの広葉樹とヒノキ・マツなどの針葉樹が混交する森林地帯であり、土器川と財田川が作る渓谷に沿う狭あいな平坦地を利用して住宅や公共施設が立地しています。

本町最大の観光地は、国営讃岐まんのう公園であり、県内・近県のファミリー層を中心に年間を通じて多くの来客があるのに加え、夏には中四国最大規模の野外音楽イベント「モンスター・バッシュ」も開催されています。さらに、本町は、うどん街道バス停付近を中心に、町内各所に「うどん県」香川の名店が集積し、おしゃれなカフェとともに、重要な観光・交流の場となっています。

さらに、本町では、ひまわりの里の25万本を筆頭に、ひまわりによる景観形成を進めるとともに、ひまわりオイルの製品化や搾りかすの飼料化など、まちづくりの様々な局面で活用を図っています。

＜まんのう町の町域図＞



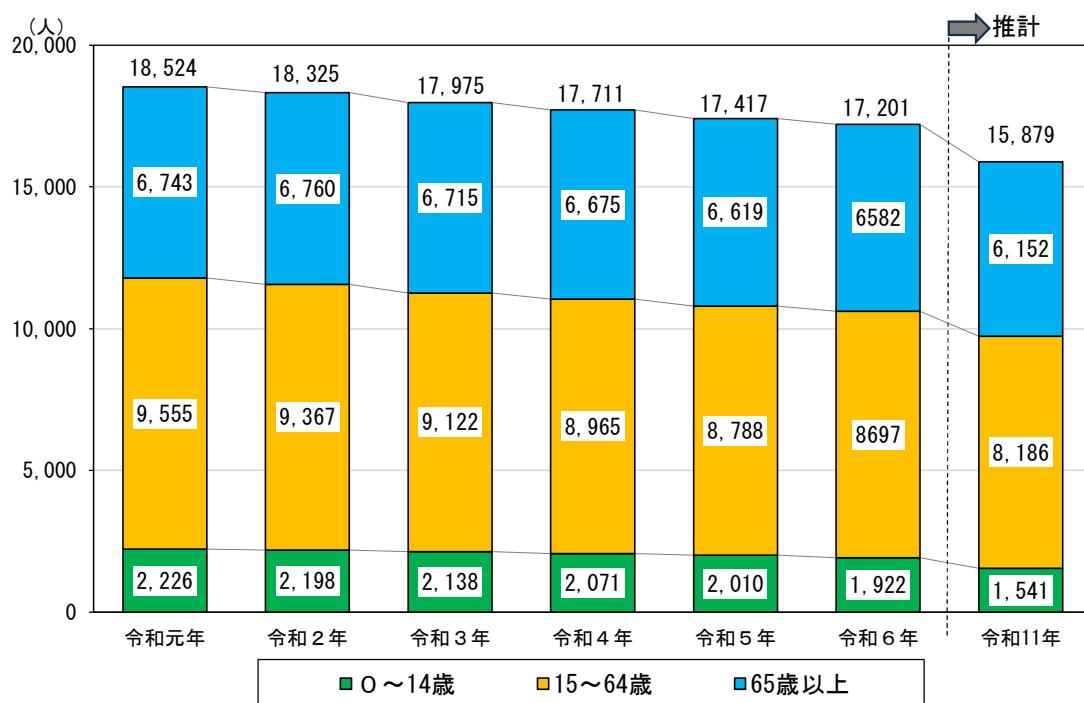
2. 人口の推移と推計

本町の人口は減少基調で推移しており、令和6年10月現在で17,201人となっていて、令和元年に比べ約7%の減少となっています。

人口は、このままの傾向で推移すると、本計画の目標年度である令和11年には15,000人台に減少し、横ばい傾向で推移してきた年少人口(0～14歳人口)も急速に減少すると推測されます。

なお、前期計画での令和2年の推計人口は18,125人で、実績は18,325人で200人多くなりました。また、前期計画での令和11年の推計人口は15,656人で、本計画では15,879人と、223人多くなると推計されます。

<人口の推移と推計>



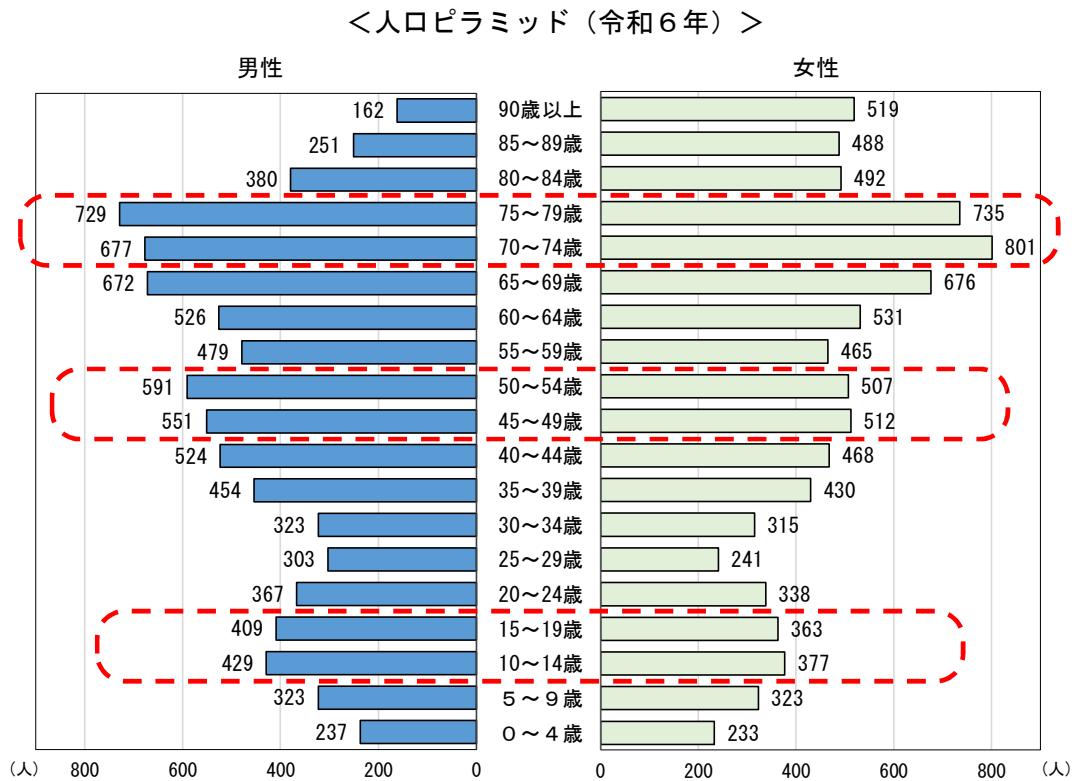
※令和元年から令和6年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）。

※令和11年は、令和元年と令和6年の住民基本台帳人口を「基準人口」としてコーホート変化率法により推計

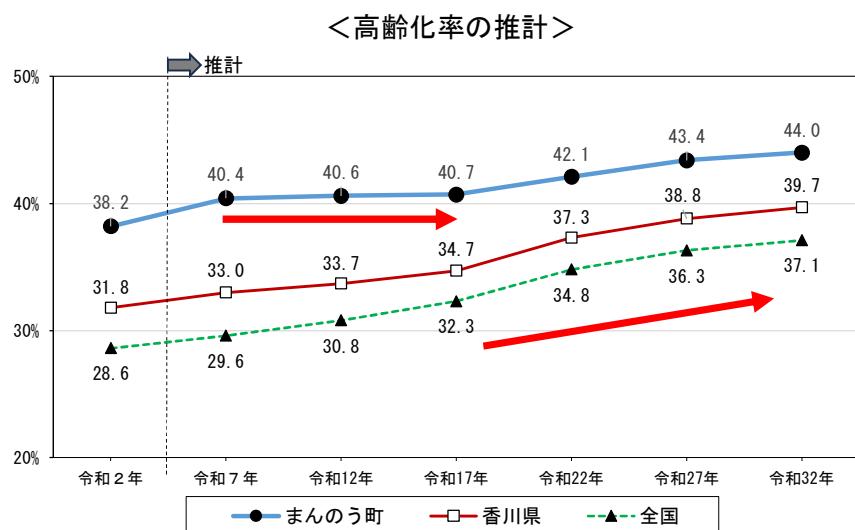
本町の令和6年の人口ピラミッドをみると、団塊の世代を含む70歳代及び団塊ジュニア世代を含む50歳前後の層とその子どもの15歳前後の層が多くなっています。

一方、0～4歳と25～29歳が極端に少なく、若い層の定住が依然として大きな課題となっています。

また、本町の高齢化率は、全国値や県平均値と比べ高い水準で推移していますが、今後は、全国値や県平均値との差が縮まっていくものと予測されます。



資料：住民基本台帳（令和6年10月1日現在）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年4月推計）」及び「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」より作成

3. 転入出の状況

住民基本台帳データによると、令和5年の転出者数は341人、転入者数は338人で、3人の転出超過となっています。転出先、転入元とともに、丸亀市と高松市が多く、この2自治体で3割強を占めています。また、首都圏、京阪神がそれぞれ転出先の1割程度を占め、これらの地域は転出数が転入数を大幅に上回っています。

<まんのう町からの転出先（令和5年）>



<まんのう町への転入元（令和5年）>

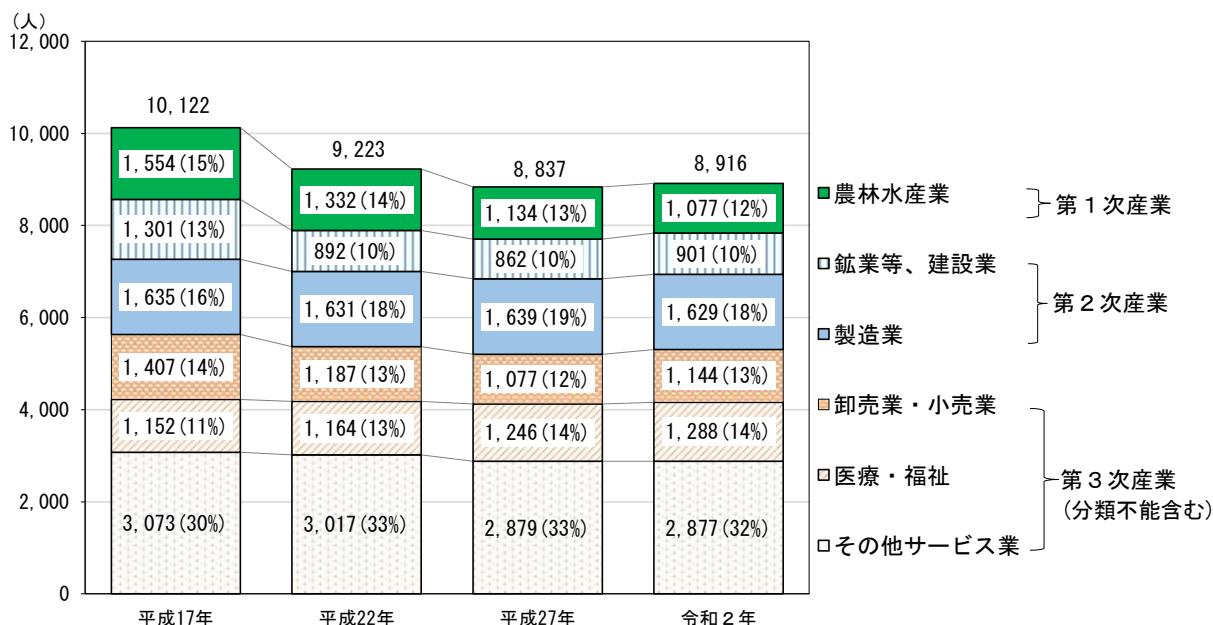


4. 産業別就業人口

令和2年国勢調査によると、本町の就業者は8,916人で、産業区分別の構成比は、第1次産業が12%、第2次産業が28%、第3次産業(分類不能の産業を含む)が59%となっています。

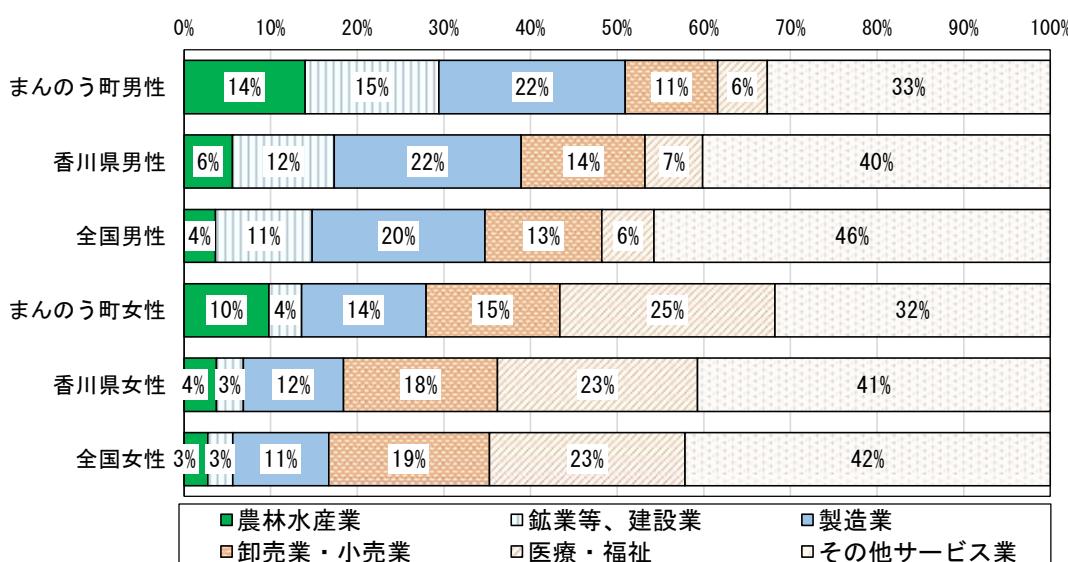
構成比を男女別に細かくみると、男女とも、農林水産業の就業割合が全国平均より高く、男性の建設業や製造業、女性の医療・福祉の就業割合が全国平均より高いところに本町の特徴があります。

<産業別就業人口の推移>



資料:国勢調査

<男女別の産業別就業割合の全国比較（令和2年）>



資料:国勢調査

5. 通勤による流入出の状況

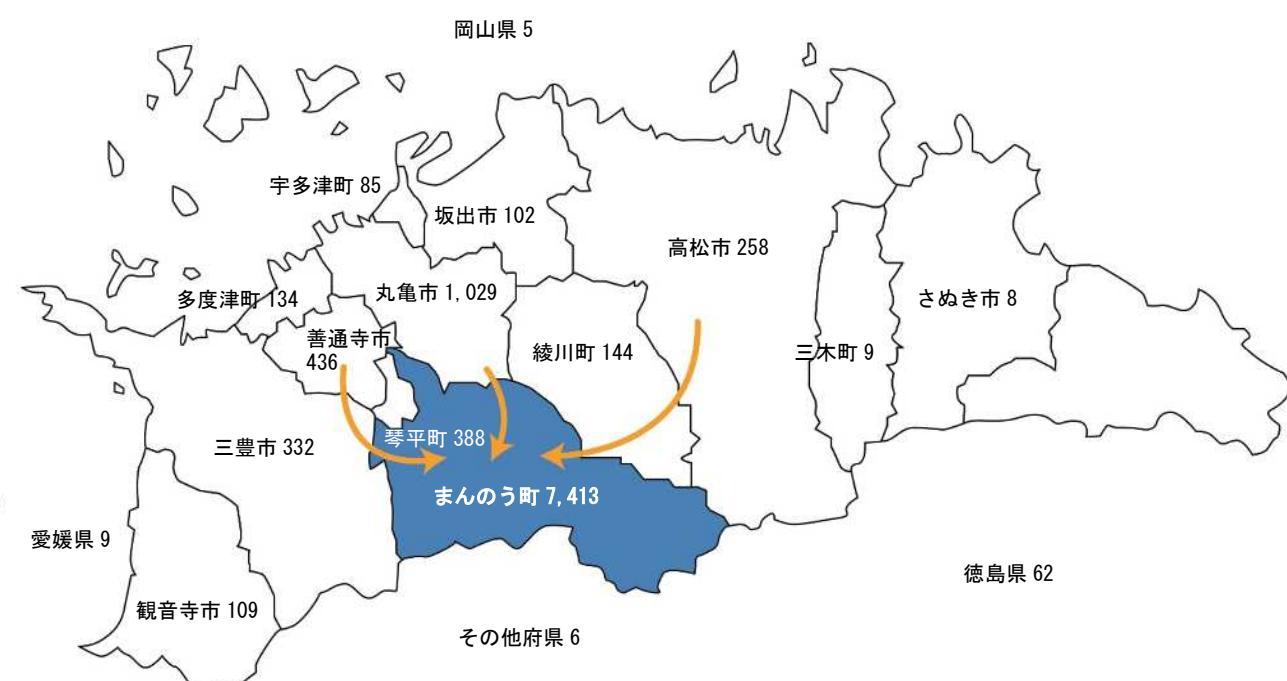
令和2年国勢調査によると、本町の就業者8,916人のうち約5割が町外に通勤し、中でも、地域中心都市である丸亀市(14%)と県庁所在市の高松市(8%)が多くなっています。

一方、町内での就業者7,413人のうち町外からの通勤者は約4割で、こちらは丸亀市(14%)が抜きん出て多くなっています。住宅地域の特徴が強い本町ですが、工場等も立地し、近隣地域の雇用の受け皿として一定の役割を担っています。

<まんのう町民の通勤先（令和2年国勢調査）>



<町内での就業者の居住地（令和2年国勢調査）>



6. 在住外国人の状況

令和5年12月の本町の在住外国人人口は228人で、令和2年1月に比べ約20人減少しています。国籍別では、中国の減少が大きく、インドネシアの増加が大きい状況です。

令和5年12月時点で、香川県全体では約17,000人を超え、平成29年の1.5倍となっています。本町は1.6倍となっていますが、人口比率は1.31%で、県内17市町中13番目と比較的少なくなっています。ちなみに1位は多度津町の4.74%となっています。

＜まんのう町の国籍別在留外国人数＞

国籍	平成29年6月	令和2年1月	令和5年12月
中国	53	59	19
ベトナム	34	106	105
フィリピン	13	14	16
韓国	8	7	10
ブラジル	7	4	6
台湾	3	20	4
米国	2	1	1
その他	26	39 うちカンボジア20	67 うちインドネシア32 カンボジア 19
総数	146	250	228

資料：各年法務省「在留外国人統計」

＜県内市町村の在留外国人数（令和5年）＞



7. 香川県内でのまんのう町の特徴

香川県では、毎年度、県内17市町の各種統計指標をランキング化し、「100の指標からみた市町」として公表しています。

令和5年度版から以下の12の指標について、本町の特徴と平成30年度版との比較は、以下のようにになります。

順位が上昇した指標は、「人口社会増減率」と「年少人口比率」、「合計特殊出生率」、「高齢者就業率」で、「合計特殊出生率」は1位となっています。

また、「未婚率(男)」及び「未婚率(女)」は、平成30年度版と同様に1位で最も低くなっていますが、率は上昇しています。

<各種統計指標の県内ランキング>

1. 人口密度

市町名	順位	実績値 (人/km ²)
宇多津町	1	2,315.1
高松市	2	1,095.2
県平均	—	493.1
小豆島町	16	136.1
まんのう町	17	84.8
まんのう町	17	91.2

2. 人口自然増減率

市町名	順位	実績値 (%)
宇多津町	1	-1.0
高松市	2	-6.3
県平均	—	-8.9
まんのう町	13	-15.5
土生町	16	-19.2
小豆島町	16	-19.2
まんのう町	13	-11.1

3. 人口社会増減率

市町名	順位	実績値 (%)
多度津町	1	8.5
直島町	2	7.3
県平均	—	0.1
高松市	8	-0.2
まんのう町	8	-0.2
東かがわ市	17	-6.1
まんのう町	14	-4.3

4. 年少人口比率

市町名	順位	実績値 (%)
宇多津町	1	13.6
丸亀市	2	13.2
県平均	—	11.8
まんのう町	5	11.8
東かがわ市	16	8.3
琴平町	17	8.1
まんのう町	6	12.3

5. 老年人口比率（高齢化率）

市町名	順位	実績値 (%)
小豆島町	1	45.5
土庄町	2	45.0
県平均	—	32.7
まんのう町	5	39.4
高松市	16	29.4
宇多津町	17	22.3
まんのう町	5	37.7

6. 合計特殊出生率

市町名	順位	実績値 (人)
まんのう町	1	1.73
宇多津町	2	1.72
県平均	—	1.62
三木町	16	1.43
さぬき市	17	1.33
まんのう町	3	1.60

7. 未婚率（男）

市町名	順位	実績値 (%)
まんのう町	1	26.1
土庄町	2	26.5
県平均	—	28.8
直島町	16	32.7
善通寺市	17	35.1
まんのう町	1	25.6

8. 未婚率（女）

市町名	順位	実績値 (%)
まんのう町	1	16.0
土庄町	2	16.1
県平均	—	20.1
高松市	16	21.6
宇多津町	17	23.2
まんのう町	1	15.5

9. 就業率

市町名	順位	実績値 (%)
宇多津町	1	63.8
直島町	2	61.7
県平均	—	58.6
まんのう町	7	58.5
さぬき市	16	53.6
小豆島町	17	50.9
まんのう町	7	56.1

10. 高齢者就業率

市町名	順位	実績値 (%)
まんのう町	1	31.0
観音寺市	2	30.8
県平均	—	26.0
小豆島町	16	22.4
坂出市	17	22.2
まんのう町	2	27.1

11. 他市町への就業者割合

市町名	順位	実績値 (%)
宇多津町	1	67.4
三木町	2	59.7
まんのう町	5	54.8
県平均	—	29.8
高松市	16	12.4
直島町	17	3.6
まんのう町	5	54.1

12. 他市町からの就業者割合

市町名	順位	実績値 (%)
宇多津町	1	65.1
多度津町	2	55.1
まんのう町	8	45.1
県平均	—	29.8
土庄町	16	18.0
高松市	17	16.8
まんのう町	8	41.8

資料：香川県「100の指標からみた市町」（令和5年度版）

※各表の最下行は、平成30年度版でのまんのう町の順位と実績値

第3章 まんのう町の発展課題

1. 人口減少時代への対応

我が国が人口減少時代を迎え、少子高齢化もますます進んでいくことが予測されています。一極集中が進む首都圏から遠く離れた香川県では、人口減、経済縮小を前提としつつ、既存のインフラや地域資源を活用しながら、未来に必要な投資を適正に行っていくことが求められます。

本町は、瀬戸内工業地域の諸都市に近接する田園地帯にあり、少子高齢化が全国に先んじて進んでおり、人口も減少基調で推移すると想定されます。このため、まちづくりにおける規模適正化的視点が欠かせませんが、人口減少や少子高齢化を抑制・緩和するためにも、まち・ひと・しごと創生に必要な取り組みや、高齢者の生きがい活動を地域活性化につなげる取り組みを継続的に進めていくことが求められます。

2. 自然・歴史遺産の保全と活用

本町は、町域の7割が林野、1割が農地で、町民は、都会にはない「里地里山」の豊かな景観や生態系に囲まれて暮らしています。また、本町には、弘法大師・空海の改修で知られる名勝「満濃池」、国内で類例のない西アジア産モザイク玉が出土した「安造田東三号墳」、国指定史跡「中寺廃寺跡」など、ロマンあふれる貴重な歴史遺産が数多く遺されています。

農産物や木材の価格の低迷が担い手不足を招き、耕作放棄や森林の荒廃に至るという負の連鎖を断ち切り、先人が築き、脈々と受け継いできた「里地里山」の自然を後世に引き継いでいくため、農林業の長期的視野に立った振興を図っていくことが求められます。また、満濃池周辺の散策・交流機能を高め、古代からの本町の優れた歴史を多くの人が肌で感じられる空間にするなど、歴史遺産をまちづくりに有効に活用していくことが求められます。

3. “しごと”の創生・拡大

香川県は、造船など重化学工業が集積する瀬戸内工業地域の一角で経済発展を遂げてきましたが、他の道府県と同様、企業、官庁、高等教育機関などが集中する首都圏との間で、経済や情報などの格差が生じ、解消のきざしがみられない状況です。

本町においても、町内や近隣市町に定住の基礎となる大小様々な雇用の受け皿機能がありますが、全国諸地域と同様に、東京一極集中や物流システムの高度化を背景に、地元店から大手資本の支店へ、といった企業淘汰が進んでおり、大都市への資本の流失が拡大しています。

自由競争の経済のもとで、地域住民が安定的に働き、所得水準を維持・向上させていくためには、経済や情報などの格差縮小に寄与する優良企業等の誘致を推進していくことが有効と考えられま

すが、他力のみに頼らず、地元で得られる高品質の产品やサービスを二次加工やブランドイメージの付加により、市場で優位に販売する「6次産業化」※1を組み合わせながら、継続的に“しごと”的創生・拡大を図っていくことが求められます。

4. 暮らしを支える公的基盤の確保

地方では、自家用車の普及と郊外型大型店舗の隆盛により、大都市に遜色ない便利な生活が送れるようになっています。高度情報通信網も隅々まで普及し、1人当たり住宅面積も広く、四季折々の自然に囲まれた静穏な住環境のもと、大都市より心豊かに暮らすことが可能です。

しかし、その反面、自家用車が利用できないと不便極まりない社会に移行してしまっており、運転免許返納者が増える時代にあって、公共交通、公共公益施設など、生活基盤を維持・確保していく必要性が高まっています。

本町では、合併後、小中学校や歯科診療所の統合など、過疎化による公共施設・機能の縮小を行う一方で、デマンドタクシー（あいあいタクシー）の運行、移動販売への支援、老朽化する公共インフラの長寿命化・更新などを進めており、今後も、町民がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられる生活基盤の確保を図っていくことが必要です。

5. 健全な行財政運営の推進

平成の大合併は、バブル経済崩壊後に過熱化した公共投資を收れんさせる国の財政改革であり、三位一体の改革、リーマンショックといった世の中の流れも相まって、地方自治体のハード面の投資規模は格段に少なくなり、社会保障費が年々拡大する中にあっても、本町を含め、地方自治体はこの間、安定した財政運営を行えてきました。

しかし、合併による財政特例措置がなくなる一方、昭和の時代に建設した公共施設・インフラが次々と改修・更新を迫られる中で、本町では、必要な財源を確保していくため、長期的に健全な行財政運営に努める必要があります。

※1 第1次産業×第2次産業×第3次産業という考え方で、生産者が第2次、第3次産業にも取り組み活性化させ、農山村の経済を豊かにしていくこうとするもの

※2 事前登録制・電話予約制で、自宅から、まんのう町内を原則とする指定範囲の医療機関・公共施設・商店等まで利用できる乗り合いタクシー

II 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

「基本理念」とは、物事を皆で進める上で、共通認識として共に抱く考え方のことです。

本計画では、「豊かな自然を活かし みんなで創るまち まんのう～地域のつながりを大切にするまちづくり～」を基本理念に、まちづくりを進めます。

温暖で晴天が多い気候、四季折々の草花や紅葉、生態系が保たれた生き物たち、ため池や香川用水の恩恵を受ける水環境など、豊かな自然に囲まれた私たちまんのう町民は、日々の暮らしやしごとの中で、この自然の恵みを活かしていきます。

また、地域で培われた絆を大切にし、住民一人ひとりがまちづくりの様々な活動に参画し、住民と行政が協働で地域課題の解決を図る、「みんなで創るまちづくり」を進めます。

令和の時代を迎え、すでにある活動を礎に、新たなまちづくりにみんなで挑戦していきます。

まちづくりの基本理念

**豊かな自然を活かし みんなで創るまち まんのう
～地域のつながりを大切にするまちづくり～**

第2章 まちの将来像

「将来像」とは、本計画を推進することにより到達をめざす「理想のまちの姿」です。

本町は、合併時の新町建設計画で掲げた将来像「元気まんまん まんのう町 ～改革と協働、輝きのまち～」を第1次総合計画に受け継ぎ、その実現をめざしてきました。その結果、「改革」「協働」「輝き」には一定の成果がみられると評価できる一方、「元気まんまん」は町政のキヤッチフレーズとしては普及しましたが、山間部の過疎化が想定以上に進行しているなど、達成できたとは言えない状況です。

第2次総合計画では、令和11年度に到達するまちの将来像を「元気まんまん まんのう町 ～水と緑がひとを育み支えあうまち～」と定めます。

まんのうの水と緑により新しい人材や地域産業が育ち、社会や経済を力強く支え、人口減少の抑制、住民1人ひとりの活力の向上、地域の自治力の向上につながる「元気まんまん」のまちをめざしていきます。

まちの将来像

**元気まんまん まんのう町
～水と緑がひとを育み支えあうまち～**

第3章 まちづくりの基本目標

将来像の実現に向けて、次の3つの基本目標をめざして、まちづくりを進めます。

1 自ら学び・支えあうまち

子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが、心身の状況にあわせて、自ら意欲的に、健康を維持・増進し、新たな知恵・知識を主体的に体得し、スポーツや芸術を楽しみ、人々と交流しながら、お互いに支えあい、心から笑顔輝かせるまちづくりを進めます。また、一人ひとりが多様性を認め合い、人権が尊重されるまちづくりを進めます。

これらを通じて、「自ら学び・支えあうまち」の実現をめざします。

2 農林商工・観光が息づくまち

確かな品質の農林産物、工業製品、各種のサービスを、地域の人材が力をあわせて産み出し、創意・工夫して付加価値を高め、着実な戦略に沿って販売するとともに、地域の観光資源を活用して多くの交流が育まれる「農林商工・観光が息づくまち」をめざします。

農林商工・観光は、互いに連携・融合させ、6次産業として発展させていきます。

3 ゆったり暮らせるまち

讃岐山脈を眺める美しい田園空間で、鳥のさえずりを聴きながら、快適に寝食し、買い物、通院など日々の暮らしに不便を感じず、家族や友人、近所の人々との時間を楽しみ、心の充足を感じることができる「ゆったり暮らせるまち」をめざします。

災害や事故、犯罪に対して、地域ぐるみの予防対策を進め、もしもの時にも安心して支えあえる地域力を維持・強化していきます。

第4章 施策の大綱

まちの将来像と3つの基本目標の下に、6つの政策目標と、18の施策分野を以下の通り位置づけます。

＜施策体系図＞

3つの基本目標	6つの政策目標	18の施策分野
基本目標1 自ら学び ・支えあうまち	1 みんながいきいきと 支えあって暮らせる (福祉・保健・医療) 2 豊かな学びと 生きがいを育む (教育・スポーツ) 3 多様性を認め合う 社会を築く (共生・交流)	1 つながり、寄り添う福祉の推進 (地域福祉) 2 生涯現役と安心介護のまちづくり (高齢者支援) 3 自立と社会参加の実現 (障害者(児)支援) 4 予防重視の健康づくりの推進 (保健・医療) 1 地域ぐるみの子育ての推進 (子ども・子育て支援) 2 一人ひとりの夢ひらく教育の推進 (学校教育) 3 人生を豊かにする生涯学習の推進 (生涯学習・生涯スポーツ) 1 認めあい、尊重するまちづくり (人権・平和) 2 多様な交流の推進 (国際・地域間交流)
基本目標2 農林商工・観光が 息づくまち	4 “しごと”を創出 する (産業振興)	1 未来につなぐ農林業の振興 (農業・林業) 2 はつらつと働く商工業の継承・発展 (商業・工業) 3 自然を生かした“まんのう観光”的活性化(観光)
基本目標3 ゆったり 暮らせるまち	5 快適な暮らしを 支える (生活環境) 6 地域課題をみんなで 解決する (地域運営)	1 生活基盤の長寿命化・更新 (生活基盤) 2 うるおいある環境の保全と継承 (環境保全) 3 住み続けたい、移り住みたい環境の整備 (移住・定住) 4 生活安全対策の充実 (防災・防犯・交通安全) 1 支えあうコミュニティの活性化 (コミュニティ) 2 協働による適正な行財政の運営 (行財政運営)

基本目標1

自ら学び・支えあうまち

政策目標1 みんながいきいきと支えあって暮らせる（福祉・保健・医療）

福祉や医療は、心身の病気や障害等で生活上の課題が生じた時に、社会保障として提供されるものです。公的サービスだけではすべての課題を解決することはできないため、日頃から、自身の健康づくりに取り組み、病気や要介護状態にならないよう努めるとともに、地域でお互いに支えあい、課題の改善・解決につなげていくことが重要です。

みんながいきいきと支えあって暮らせるよう、町民一人ひとりの積極的な健康づくり、社会での活動の機会づくりを支援・誘導するとともに、地域福祉力の強化を図りつつ、必要な福祉・医療サービスの確保に努めます。

政策目標2 豊かな学びと生きがいを育む（教育・スポーツ）

本町で育つ子どもたちが、乳幼児期から学齢期にかけて、地域の様々な人々と関わりながら、成長段階に即した適切な知識・知恵・道徳や、体力、豊かな情操を獲得し、たくましく健やかに成長していくよう、就学前教育・学校教育の充実に努めます。また、少子化や晩婚化、子育て不安など、子育てをめぐる諸問題に対応し、安心して子どもを産み育てられるよう、子ども・子育て支援施策の充実に努めます。

さらに、町民一人ひとりが、生涯を通じて、自身の興味・関心に応じて、学習活動や文化・芸術活動、スポーツ活動を楽しめるよう、生涯学習・生涯スポーツの振興に努めます。

政策目標3 多様性を認め合う社会を築く（共生・交流）

本町では、これまで、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者など、様々な人権問題の解決に向けて取り組んできましたが、依然、人権侵害は存在しています。

人は、性や人種・国籍、心身の状況、生育環境や社会的地位、性格や思想・信条などがみな異なり、その多様性は、本来、個々人の人生や社会を豊かにするものです。

一人ひとりがお互いの多様性を認め合い、差別やいじめ、虐待、固定的な性別役割分担等のない地域社会の実現に向け、人権・平和を尊重する教育・啓発活動を引き続き推進します。

また、外国人や内外の諸地域との交流を促進し、異文化の多様性を尊重し、まちづくりに活かしていきます。

基本目標2

農林商工・観光が息づくまち

政策目標4 “しごと”を創出する（産業振興）

農林業については、担い手の育成と生産基盤の整備に努め、高品質な農林産物の安定生産を促進していきます。

商工業については、既存事業所の経営革新の促進を図るとともに、新たな起業や企業誘致につながるよう、遊休用地・施設の活用を促進していきます。

観光については、満濃池の観光地としての魅力の底上げ、町内宿泊機能の強化促進などにより、町内・近隣市町の観光資源の周遊ネットワークの強化を図ります。

農林業、商工業、観光は、地域產品の二次加工等によるブランド化と、土産品、おもてなし料理としての定着を図ることで、6次産業としての相乗効果の發揮を図ります。

基本目標3

ゆったり暮らせるまち

政策目標5 快適な暮らしを支える（生活環境）

人口減少、少子高齢化が進む中で、本町に住み続ける住民が安全・快適に暮らすことができるよう、国・県・広域市町などと連携しながら、道路や上下水道、廃棄物処理施設、情報通信基盤など公共インフラの適正な管理と長寿命化に努めるとともに、必要な改良や高度化の投資を進めます。また、移住・定住の促進に向け、空き家の有効活用、住宅取得への支援、公共交通の確保など、多様な施策を展開します。

さらに、日々、安心して暮らせるよう、地域ぐるみの防災・防犯活動を促進するとともに、広域市町で連携しながら、消防・救急体制の維持・強化に努めます。

政策目標6 地域課題をみんなで解決する（地域運営）

自助努力、共助による協力、公助による支援がバランスよく機能し、地域課題の改善・解決につなげていけるよう、まちづくりに関する町民への情報提供に努めるとともに、自治会をはじめとする地域コミュニティ活動の活性化を図っていきます。

また、住民のニーズに沿って、住民と協働で地域の公的な事業を推進し、公的サービスを運営していく機関として、健全な行財政に努めます。

Ⅲ 後期基本計画

基本目標1 自ら学び・支えあうまち

1. みんながいきいきと支えあって暮らせる(福祉・保健・医療)

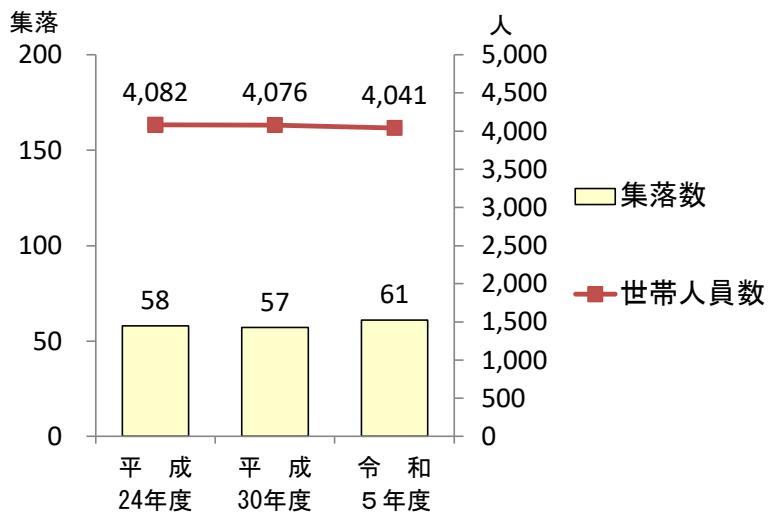
1-1 つながり、寄り添う福祉の推進(地域福祉)

【福祉保険課】【健康増進課】【学校教育課】【生涯学習課】

現状と課題

- ◇介護保険や障害福祉などの福祉サービスが質・量ともに大幅に拡充され、要介護状態など、介護や支援が必要になった時も安心して生活できる体制が充実してきました。しかし、福祉サービスだけでは限界があり、近隣住民やボランティアによる支えあいが、生活課題の改善・解決に大きな役割を果たします。
- ◇本町の地域福祉は、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、母子愛育会などが長年にわたり組織的な活動を展開しており、「見守り 声かけ ほっと安心事業」も、集落ごとの福祉課題の改善・解決につながっています。近年は、「まんのうささえあいサービス事業」などの住民が互助的に支援する「生活支援ボランティア」の活動も広がってきています。
- ◇少子高齢化がますます進行し、福祉ニーズは今後も拡大していくことが予想されます。また、中高年の引きこもりなど、新たな社会問題も顕在化し、福祉ニーズは複雑かつ多様化しており、これまでの地域に根ざした支えあいの取り組みを継続・発展させていくことが求められます。
- ◇国民年金は、国の事務ですが市町村でも窓口を開設して相談や受付の事務を行っており、市民の受給権を確保するため、引き続き適切な事務運営を進める必要があります。

<「見守り 声かけ ほっと安心事業」の
実施集落数・実施世帯の人員数>



「見守り 声かけ ほっと安心事業」では、集落ごとに、見守り・声かけ、地域福祉マップの作成、通学路の点検や小中学生の登下校の見守り・声かけなどが行われています。

資料：社協だよりまんのうより

基本的な方向

福祉ニーズが拡大・複雑化する中で、公的サービスだけでは限界があるため、見守り・声かけを端緒に、地域でお互いに支えあい、生活課題の改善・解決につなげていきます。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
見守り・声かけ・ほっと安心事業開催集落数	61 (R5年度)	65
まんのうささえあいサービス事業の登録ボランティアの人数	52人 (R5年度)	150人

基本施策

(1)福祉を担う人材の育成

広報・啓発や福祉体験学習活動などを通じて、地域福祉に対する住民の理解を深め、助けあいの精神を醸成するとともに、ボランティア活動への参加を促進していきます。

また、将来、福祉・保健・医療の現場で働くことを希望する人たちに対して、知識や技術を習得する機会づくりを進めるとともに、福祉事業所での人材の育成を支援していきます。

(2)組織的な地域福祉活動の活性化

民生委員・児童委員、母子愛育会の活動や「見守り 声かけ ほっと安心事業」など、既存の組織的な地域福祉活動の継続的な展開を促進します。

さらに、「まんのうささえあいサービス事業」などを活用して、生活支援ボランティアの育成を図り、町民の生きがいづくりや福祉サービスの人材不足の解消につなげていきます。

(3)生活困窮、引きこもり、虐待・暴力、自殺対策など様々な福祉ニーズへの対応

町社会福祉協議会や国・県・民間の専門機関、支援団体等と連携しながら、生活困窮、引きこもり、虐待・暴力、自殺対策など、制度のはざまで見過ごされがちな様々な福祉課題を早期に発見し、的確な対応に努めます。

(4)遊休公共施設を活用した福祉拠点づくり

高齢化の進展により新たに需要が生まれている高齢者専用住宅や子どもと高齢者のふれあいサロンなどについて、遊休公共施設の有効活用を含め、あり方を検討していきます。

(5)国民年金の受給権の確保

市町村は、厚生年金保険から国民健康保険・国民年金に移行する際などの身近な窓口であり、町民が制度への理解を進め、受給権が確保できるよう、適正な事務運営に努めます。

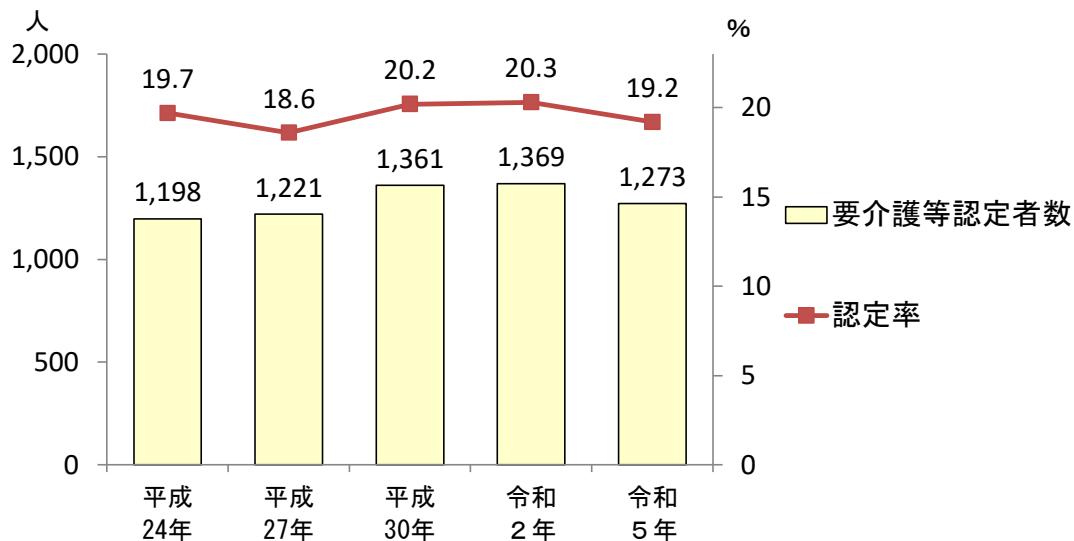
1-2 生涯現役と安心介護のまちづくり(高齢者支援)

【福祉保険課】【健康増進課】【生涯学習課】

現状と課題

- ◇高齢者は、加齢とともに病気やケガ等が起こり、歩行や食事など日常生活を送る機能が衰えます。本町の高齢者の2割にあたる約1,300人が介護や生活支援が必要な状態にあり、訪問介護、通所介護など様々な介護保険サービスを受けながら生活しています。今後も必要なサービスが安心して受けられる体制を確保していくことが求められます。
- ◇一方、年をとっても、現有能力を活かし、豊かな人間関係のもとで、家事や社会活動で楽しく脳や身体を使うことが、病気やケガ、生活機能の低下を防ぎます。こうした介護予防、認知症予防の取り組みを引き続き促進していくことが求められます。
- ◇独居や高齢夫婦だけの暮らしといった環境要因に、認知症の進行など心身の機能低下が加わり、買い物や通院等での移動や財産管理など、日常生活の様々な局面で課題が生じます。介護保険をはじめとする公的福祉サービスと、インフォーマルな支えあい活動が重層的に組み合わさり、地域で包括的に高齢者をケアしていくことが重要です。

＜本町の要介護認定者数、認定率の推移＞



資料：厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」より（各年3月）

基本的な方向

すべての高齢者が、住み慣れた地域の中で安心していきいきと暮らせるよう、介護保険サービスやその他のサービス、地域の支えあい活動による地域包括ケアを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
高齢者に占める要支援・要介護認定者割合	19% (R5年)	18%以下

基本施策

(1)生きがいづくり・健康づくりの促進

高齢者が長年培った知識や経験を活かし、地域の様々な活動にいきいきと参加・活躍できる機会づくりに努めます。

(2)介護保険の充実

介護を必要とする人が、公平な負担のもと、良質な介護サービスが受けられるよう、必要な基盤整備やサービスの質の向上を図るとともに、介護給付費の適正化に努め、健全かつ安定した事業運営を推進します。

(3)高齢者が生活しやすい環境づくり

運転免許証自主返納者への支援、成年後見制度の利用促進など、各種の生活支援サービスを継続的に推進するとともに、認知症サポーターや認知症キャラバンメイトを養成し、認知症への偏見の解消を図るなど、高齢者が生活しやすい環境づくりを進めます。

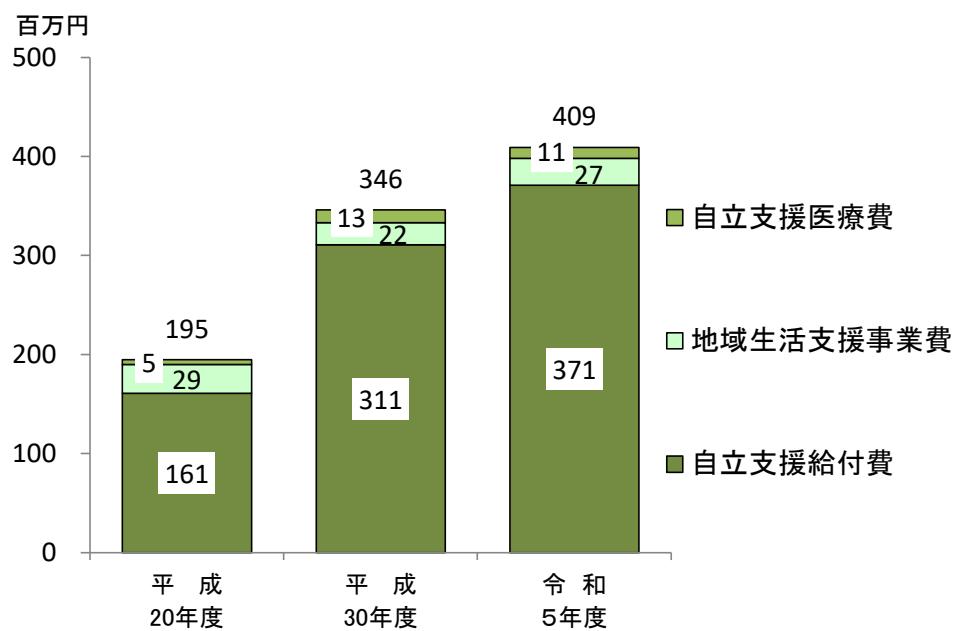
1-3 自立と社会参加の実現(障害者(児)支援)

【福祉保険課】【健康増進課】【学校教育課】

現状と課題

- ◇我が国は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしています。障害者(児)は、心身の障害や社会的障壁により、様々な制限を受けながら生活しています。障害者(児)の自己決定に基づく主体的な生活を支援し、多様な社会参加を促進していくことが求められています。
- ◇こうした要請から、福祉サービスによる公的支援が行われており、平成17(2005)年からの障害者自立支援制度により大きく拡充を続け、本町においても、障害福祉関係事業費は大きく伸びました。また、バリアフリー・ユニバーサルデザインが推奨され、生活空間の物理的障壁が大きく改善されました。
- ◇障害は、手帳交付制度等により、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病などと区分されますが、一人ひとりの部位や程度が様々で、差別・偏見を受けたり、法で定めるサービスの基準外になったりといったことが生じています。障害者差別解消法により、障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合に、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を行う「合理的配慮」が、令和6年4月からは、公的機関だけでなく、民間事業者にも義務化されており、一層、推進していくことが求められます。
- ◇また、近年、発達障害のある子どもの割合が高まっており、支援の充実が求められています。

＜まんのう町の障害福祉関係事業費の推移＞



資料：主要施策の成果に関する報告書

基本的な方向

障害者(児)が自己決定に基づき主体的に生活し、多様な社会活動に参加していくよう、障害福祉サービスをはじめとする公的支援を推進していきます。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
障害者福祉サービスの利用者が一般就労に移行した人数	1人 (R5年度)	3人
グループホームの利用者数	18人 (R5年度)	20人

基本施策

(1)多様な日中活動の支援

障害者が、一般就労や福祉的就労、作業・レクリエーションなど、多様な日中活動に参加し、充実した生活を送り、心身機能の維持・向上を図れるよう、福祉事業所、ボランティア、行政等関係機関が連携しながら、継続的な支援を進めます。

優先調達等により、福祉事業所での工賃向上を促進するとともに、福祉的就労に従事する障害者が、経済的自立をめざし、最低賃金法が適用される一般就労に移行することを促進していきます。

(2)安心して暮らせる環境づくり

ホームヘルプサービス等を活用しながら、障害者(児)が、自宅で安心して暮らせるよう、継続的な支援を進めます。また、障害者支援施設、医療機関等と連携をとりながら、入所・入院中の重度障害者がグループホームでの共同生活に移行できるよう支援を進めます。

(3)療育・発達支援の充実

障害や発育・発達上の遅れ・不安等がある子どもたちが、早期から適切な療育・発達支援を継続して受けることができるよう、医療機関、かりん健康センター、児童発達支援事業所・センター、早期支援教育センター「たむ(多夢)」、就学前教育・保育施設、小中学校、特別支援学校等が連携し、個別の支援計画に基づきめ細かな支援を推進していきます。

1-4 予防重視の健康づくりの推進(保健・医療)

【福祉保険課】【健康増進課】【琴南支所】

現状と課題

- ◇ 健康の維持・増進は、個人の努力が最も重要ですが、家族や友人と教え合い、励まし合って、食生活の改善や適度な運動を習慣化し、十分な休養をとり、ストレスをためない生活を継続していくことが効果的です。
- ◇ 町では、かりん健康センターを拠点に、疾病の早期発見のための健診を行うとともに、健康づくりに関する相談、指導、さらには、地域で健康づくり活動の普及を図るボランティアの育成などに取り組んでいますが、町民の中で、健康づくりに対する関心度・実践度に差があり、できるだけ多くの町民ができるところから始め、継続していくよう、支援していくことが求められます。
- ◇ 医療は、町内や近隣市町で、身近なかかりつけ医療から高度な医療までが受けられる体制が整っており、町でも美合診療所、造田診療所、造田歯科診療所を設置し、過疎地での医療の確保を図っています。また、町民が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険を運営しています。高齢化等により、医療ニーズが高まる中、地域の医療体制を引き続き確保していくことが求められます。
- ◇ 生活習慣病や心の病気が現代の大きな課題となっていますが、食生活改善推進員(ヘルスマイト)やまんのういきいき体操推進員をはじめとする町民と、企業・事業所、医療機関、行政が一丸となって、地域ぐるみで健康増進のまちづくりを一層進めていくことが期待されます。

基本的な方向

住民一人ひとりが自らの健康に关心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことを促進するとともに、地域で安心して医療を受けることのできる体制の維持・確保に努めます。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
特定健康診査の受診率	56.7%(R5年度)	60%
食生活改善推進員(ヘルスマイト)の養成数	8人/年(R5年度)	15人
歯科節目検診受診率	18.3%(R5年度)	25%
1人当たり医療費	37,552円/人(R5年度)	31,000円

基本施策

(1)健康意識の啓発と人材の育成

住民が主体的な健康管理に取り組むことができるよう、禁煙、節度ある飲酒など、重要な健康知識のわかりやすい情報提供に努めるとともに、食生活改善推進員(ヘルスマイト)やまんのういきいき体操推進員など、住民の健康づくりをリードする人材の継続的な育成を図ります。

(2)生活習慣病等の予防対策の推進

特定健康診査やがん検診等の受診率、特定保健指導の実施率の向上を図り、高血圧、高血糖、脂質異常に代表される生活習慣病やがんなどの予防、早期発見、早期治療、重症化防止を推進します。

(3)食育と、歯と口腔の健康づくりの推進

食は健康の源であり、町食育推進協議会を中心となり、健康で豊かな食生活を行えるよう、地域ぐるみで食育を推進します。また、歯と口腔の健康への啓発と検診事業を引き続き実施していきます。

(4)心の健康づくりの推進

専門職による相談や指導、ボランティアによる傾聴など、心の健康づくりに関する取り組みを推進していきます。

(5)母と子の健康づくりの推進

乳幼児健診と予防接種、各種相談・教室事業を通じて、乳幼児の病気の予防と健やかな成長、お母さんの健康づくりを支援していきます。育児不安を少しでも和らげるため、きめ細かな相談支援に努めます。

(6)地域医療体制の維持・確保

関係機関と連携しながら、国民健康保険の健全な運営に努めるとともに、町立医療機関の医療体制の維持・確保に努めます。また、各種医療費助成制度の充実を図るとともに、中讃保健医療圏内の医療機関と連携し、病院群輪番制や在宅当番医制による休日・夜間の医療体制の維持・確保を図っていきます。

町民にかかりつけ医を持つことの重要性や、ジェネリック医薬品制度など医療に関する有益な情報を提供し、適切な受診につなげていきます。

(7)災害時・感染症発生時等の保健・医療の確保

大規模な災害の発生時や感染症の蔓延下の応急救護について、関係機関と連携しながら、迅速・的確な対応が行えるよう、計画・訓練等を推進します。

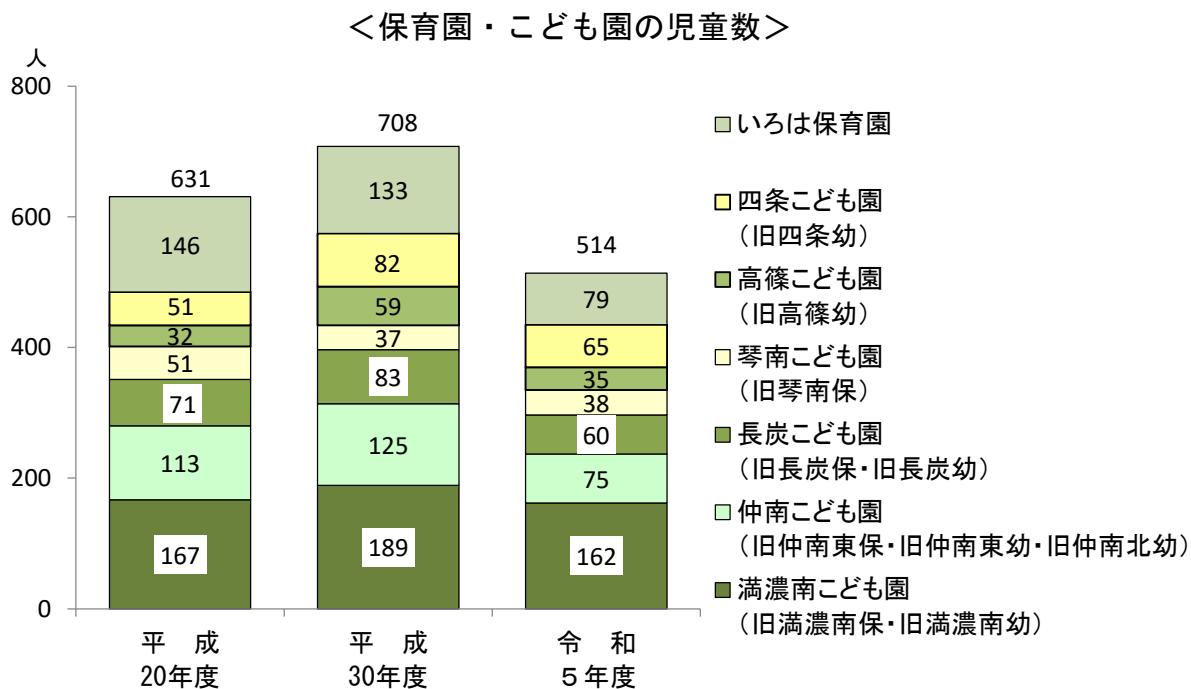
2. 豊かな学びと生きがいを育む(教育・スポーツ)

2-1 地域ぐるみの子育ての推進(子ども・子育て支援)

【福祉保険課】【健康増進課】【学校教育課】

現状と課題

- ◇子ども・子育て支援については、「次世代育成支援行動計画」を10か年推進したのち、子ども・子育て支援法の制定を受け、平成27年度から、次世代育成支援の内容も包含した「子ども・子育て支援事業計画」を推進し、令和6年度に「第2期子ども・子育て支援事業計画」が終了する予定です。
- ◇この間、国では、令和元年10月から「2歳児までの非課税世帯と3～5歳児」への幼児教育・保育の無償化など政策の拡充を行い、本町においても、出産祝金制度や18歳までの子ども医療費助成など、きめ細かな施策の推進に努めていますが、令和5年の国の合計特殊出生率が過去最低を更新するなど、子ども・子育て支援は、依然、大きな社会問題となっています。
- ◇子育て不安や社会的養護が必要な子育て世帯の増加、保護者の働き方の多様化などが進む中、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を進めることができます。また、子どもの生活や権利を一番に考えた「こどもまんなか社会」づくりを進めため、令和5年4月にはこども基本法も施行されており、本町においても、家庭、教育・保育施設、地域が互いに連携しながら、まちぐるみで子ども・子育て家庭を支えていくことが重要です。



資料：主要施策の成果に関する報告書
※各年度 5月現在

基本的な方向

安心して子育てができる、子どもたちが健やかに成長できるよう、保育園・こども園での充実した教育・保育を中心に、地域の様々な主体が連携して子ども・子育てを支えるまちづくりを進めます。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
保育士・保育教諭や児童クラブ指導員の配置基準の充足度	100%	100%
子育て支援センターの利用者数	ひまわり3,103人 きらきら1,017人(R5年度)	ひまわり現状維持 きらきら1,200人

基本施策

(1)妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援の推進

子育て中の若者夫婦への経済的支援をはじめとして、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援制度の充実を図り、子どもを産み育てることでの不安の解消に努めます。そのため、町における相談支援体制の強化に努めます。

(2)保育園・こども園、放課後児童クラブの充実

保育士・保育教諭や放課後児童支援員など、人材の確保・育成を図りながら、保育園・こども園、放課後児童クラブでの充実した教育支援、保育サービスの実施に努めます。令和8年度から、新制度である「こども誰でも通園制度」(乳児等通所支援)を本町でも実施していきます。

また、障害や発達の遅れ、気になることがあっても、可能な限り、地域の保育園・こども園、放課後児童クラブで受け入れるとともに、放課後等デイサービスなど、障害児福祉サービスによるきめ細かな支援を促進します。

(3)ひとり親家庭や困窮家庭、社会的養護が必要な家庭への支援の充実

ひとり親家庭や困窮家庭、社会的養護が必要な家庭については、福祉事務所や児童相談所、民生委員・児童委員や母子・父子自立支援員など、関係機関等と連携し、相談・支援を推進し、各種制度の活用につなげていきます。

関係機関などと連携し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。

(4)地域子育て支援ネットワークづくりの促進

つどいのひろば「ひまわり」や地域子育て支援センター「きらきら」など常設の場や各種イベント等での、子育て家庭同士や多世代住民との交流を促進するとともに、住民同士が有償で子育てを支えあうファミリーサポートの輪づくりを誘導し、まちぐるみで子育てするネットワークの形成を図ります。

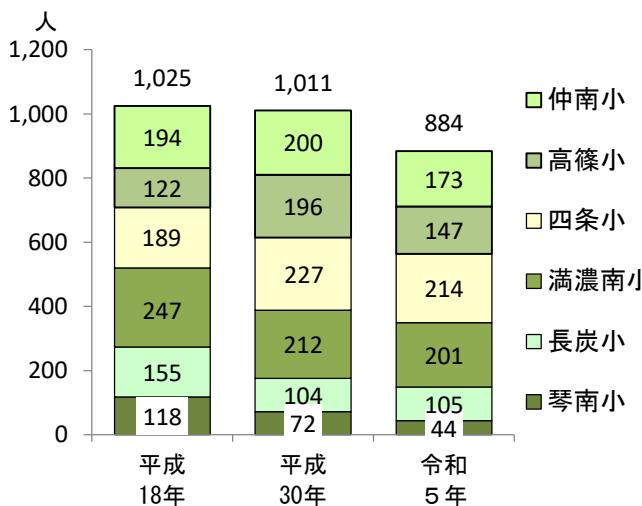
2-2 一人ひとりの夢ひらく教育の推進(学校教育)

【学校教育課】

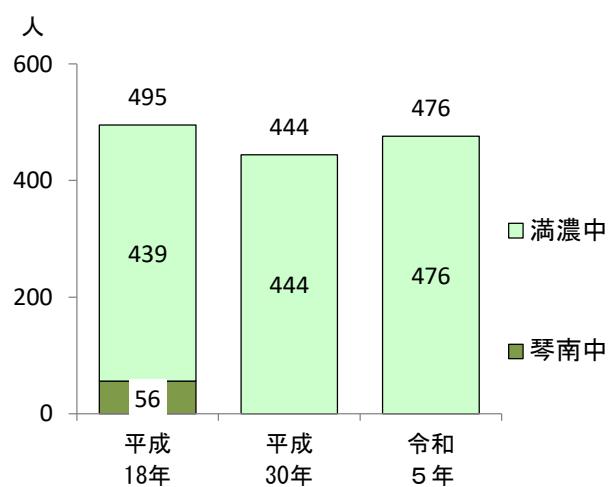
現状と課題

- ◇本町では、「まんのう町教育振興基本計画」や「まんのう町学校教育実践指針」のもと、「文化芸術・科学体験」、「まんのう天文台での観望会」、「木育」など、各校(園)が特色を生かして教育活動を推進しています。令和2年度から4年度にかけて、地域住民が学校運営に参画する「コミュニティスクール」(学校運営協議会制度)を全小中学校に採り入れ、学校・家庭・地域の連携強化を図ったほか、こども園・小・中学校間で児童・生徒や教職員の交流を進め、「学びの連続性の確保」にも力を入れています。
- ◇1人1台のパソコン利用を進める国の「GIGAスクール構想」により、本町の小中学校でもパソコンが普及しており、次期である「第2期GIGAスクール構想」が計画されております。
- ◇コロナ禍もありまつて、学校生活へのストレスを感じる児童・生徒が増えており、令和5年度の国の統計では、不登校の小中学生は34.6万人と5年間で倍増しています。本町では、町適応支援センター「いくむ(育夢)」を開設するとともに、養護教諭やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどが相談支援に努めていますが、「学校に登校すること」のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的にとらえ、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援を進めていく必要があります。

<小学校の児童数>



<中学校の生徒数>



資料：学校基本調査（主要施策の成果に関する報告書より）

基本的な方向

学校・家庭・地域が連携し、児童・生徒一人ひとりの個性を尊重しながら、確かな学力の習得、豊かな人間性の醸成、健やかな身体づくりを進め、生きる力を育みます。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
小学校5年生の体力測定値の全国平均値に対する割合	102%(R5年度) (男子104%、女子101%)	105%

基本施策

(1)子どもたちが主体的に課題を解決する授業・課外活動の推進

基礎的な学力・体力、生活習慣、豊かな情操の獲得を基本としつつ、子どもたちが自ら課題を見つけ、解決することをめざした授業・課外活動を通じて、実社会で生きて働く知識・技能、学んだことを生かそうとする力、未知の状況に対応していく力を育んでいきます。

(2)充実した教育環境づくりの推進

地元食材を利用した給食、町内事業所での職場体験など、地域を生きた教材として教育活動に活用するとともに、学校関係施設・設備の計画的な改修・更新等を進め、充実した環境のもと、学び、活動できる学校づくりに努めます。

また、地域住民が学校運営に参画する「コミュニティスクール」(学校運営協議会制度)を推進し、みんなで知恵を出し合い、子どもを支える学校づくりを推進していきます。

(3)特別支援教育の推進

早期支援センター「たむ(多夢)」において、学びや育ちについて気になることを発見した早期から適切な相談支援を進めるとともに、障害、病気などで特別な支援が必要な児童・生徒を町立小・中学校で受け入れ、地域の様々な住民・組織の協力を得ながら、きめ細かな教育・支援を進めます。

(4)不登校等の諸課題への的確な対応

町適応支援センター「いくむ(育夢)」を開設し、登校できない児童・生徒の居場所づくりと、学校または社会への復帰にむけた支援に努めるなど、学校教育をめぐる諸課題への的確な対応を進めます。

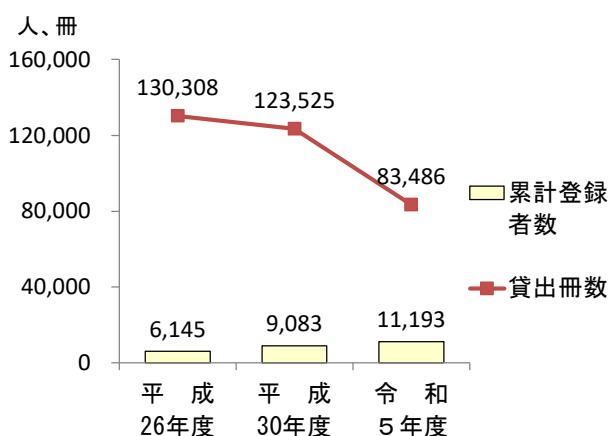
2-3 人生を豊かにする生涯学習の推進(生涯学習・生涯スポーツ)

【生涯学習課】【地域振興課】【農林課】

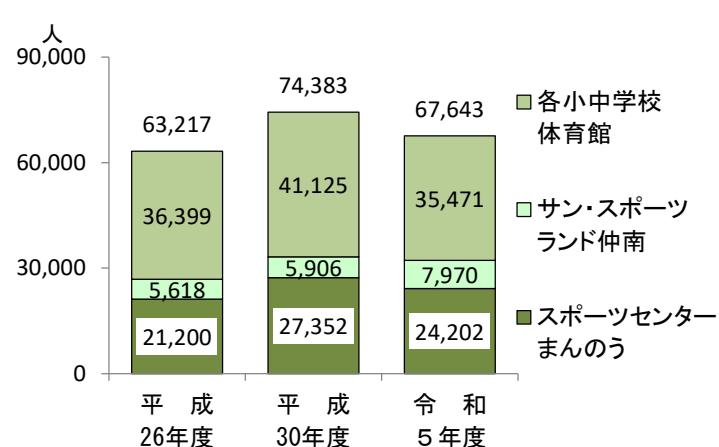
現状と課題

- ◇生涯学習・生涯スポーツ活動は、個人が生活の質を高め、人生を豊かにするために行う活動ですが、地域社会の発展につながる効果があることから、行政施策として振興を図っています。
- ◇地区ごとの公民館活動を柱に、町立図書館を拠点とした読書活動、さらには、スポーツセンターまんのうやサン・スポーツランド仲南、琴南健康ふれあいの里、各体育館・武道館などを活用したスポーツ活動などが幅広く展開され、公民館まつりをはじめとするイベントで日頃の成果を発表し、みんなで楽しみながら、新しい知識・知恵を得、健康の維持・増進が図られています。
- ◇令和2~4年度にかけて、コロナ禍により、住民の学習やスポーツの活動が中止・休止を余儀なくされました。令和5年度以降、徐々に再開しつつありますが、かりんまつりでの「太鼓台かきくらべ」や仲南地域主催のバレーイベントが廃止となるなど、コロナ禍前と状況が大きく変化しており、高齢化が進む中、住民が末永く楽しめるよう、取り組みの再構築を図っていく必要があります。
- ◇満濃池の名勝指定(令和元年10月)や、「日本で最も美しい村連合」への登録(令和3年7月)、風流踊の「ユネスコ無形文化遺産」登録(令和4年11月)など、文化振興の取り組みを進めています。貴重な歴史文化を後世に継承していくとともに、文化創造の取り組みを発展させていくことが求められます。

<まんのう町立図書館の登録者数・図書貸出冊数> <各スポーツ施設の年間延利用者数>



資料：主要施策の成果に関する報告書



資料：主要施策の成果に関する報告書

基本的な方向

町民が年齢や心身の状況を問わず、興味・関心に応じて学び、スポーツを楽しみ、心豊かな生活を送れるよう、生涯学習・生涯スポーツの環境の充実を図り、活動の成果をまちづくりに活かしていきます。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
町の生涯学習事業への延参加者数	9,265人 (R5年度)	現状維持
町立図書館の登録者数	11,220人(R5年度)	現状維持
町のスポーツ事業への延参加者数	1,252人 (R5年度)	現状維持
スポーツセンターまんのうの登録者数	3,470人 (R5年度)	現状維持

基本施策

(1)地域に根ざした公民館活動の展開

各公民館で、住民と行政が協働で事業を計画・推進し、学校、保育園・こども園、婦人会、老人クラブ、その他地域にある各種団体・組織と協力しながら、創意・工夫のもと、住民ニーズに沿った学習活動を展開し、幅広い住民の参加につなげていきます。

(2)生涯スポーツの活性化

まんのう町スポーツ協会加盟の各スポーツ団体、スポーツ少年団等と協働し、スポーツ活動に幅広く住民が参加する事業を計画・推進し、生涯スポーツの活性化を図っていきます。

(3)青少年の健全育成

青少年の健全な育成をめざし、多様な学習活動や体験活動等を計画・推進していきます。

(4)文化の保全・活用

満濃池、綾子踊、大川念佛踊、中寺廃寺跡をはじめとする貴重な歴史文化の保全と活用に努めるとともに、芸術鑑賞会などを通じて町民が優れた芸術にふれる機会づくりに努めます。

また、新たな文化創造の取り組みに対して、必要な支援を行っていきます。

(5)農林業の文化的側面の活用・創造

食の営みを学ぶ「食育」、花の栽培・鑑賞を情操教育につなげる「花育」、暮らしの中に木を取り入れ子育てに生かす「木育」、自然の中での水の役割を学ぶ「水育」など、地域の農林業の文化的側面を活用・創造し、食・花・木・水の文化の普及を図っていきます。

(6)活動場所とアクセス手段の確保

各学習・スポーツ施設の老朽化等に伴う必要な維持・更新に努めます。また、町民が各施設に通いやすいよう、アクセス手段の確保に努めます。

3. 多様性を認め合う社会を築く(共生・交流)

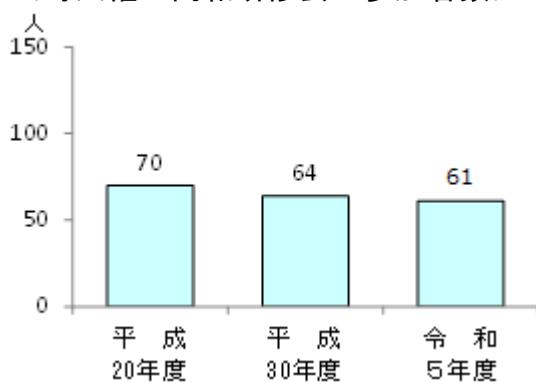
3-1 認めあい、尊重するまちづくり(人権・平和)

【企画政策課】【福祉保険課】【学校教育課】【生涯学習課】

現状と課題

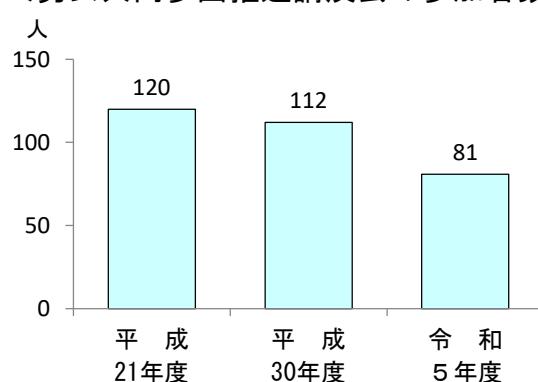
- ◇近年、国際情勢の変化により、我が国の平和が脅かされる事態が発生するとともに、国内では、依然、差別や暴力・虐待等の問題が生じています。基本的人権の尊重・国民主権・平和主義を三大原理とする憲法の理念を尊重して、まちづくりを進めることが重要です。
- ◇法制度としては、平成28年に人権三法(障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法)が制定されるとともに、多発するインターネット上の人権侵害を救済するため、令和4年10月から発信者情報開示や裁判手続を行いやすくする制度改正も行われました。本町では、人権擁護に関する条例を基本にすえ、学校教育・生涯学習の場を中心に、ふれあい人権フェスタなど、人権に関する活動に取り組んでおり、今後も、こうした法制度を尊重・活用し、共生社会の実現にむけて、まちぐるみで啓発に努めていく必要があります。
- ◇男女共同参画では、誰もが自分らしく、社会の中で幸せに生きていくために、お互いの人権を尊重し合い、それぞれの多様なあり方を認め合うことが求められています。しかし、性別による差別や偏見、LGBTQ※3を含む性的少数者に対する配慮なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取り組みが必要です。また、地域や職場などのあらゆる分野において、性別にとらわれることなく、互いに尊重しあい、家庭や社会での活動に共に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。
- ◇令和6年4月から、改正配偶者暴力防止法と「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」が施行されており、女性の人権擁護を一層啓発していくことが求められます。

＜町人権・同和研修会の参加者数＞



資料：主要施策の成果に関する報告書

＜男女共同参画推進講演会の参加者数＞



資料：主要施策の成果に関する報告書

※3 Lesbian:女性の同性愛者、Gay:男性の同性愛者、Bisexual両性愛者、Transgenderこころの性とからだの性の不一致、Questioning:性的指向や性自認がはっきりしていない場合や定まっていない、どちらかに決めたくない感じる人の頭文字から作られた言葉であり、性的少数者の総称として用いられる。

基本的な方向

町民一人ひとりが自尊意識を持ちつつ、自分と異なることへの理解を深め、個性を認めあい、他人を決して傷つけず、共に参画する、人権・平和のまちづくりを進めます。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
町人権・同和研修会の参加者数	61人（R5年度）	現状維持

基本施策

(1)人権啓発・擁護の推進

人権尊重意識の高揚を図るため、保育園・こども園、学校、事業所、さらには行政機関などの同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人等に対する人権教育・啓発の継続的な推進と人権問題の解決に向けた施策の推進を図ります。

また、差別や暴力、虐待などの人権侵害を早期に発見し、人権擁護委員をはじめ、関係者・関係機関が連携しながら、適切な相談支援を行い、解決にあたる擁護体制の充実に努めます。

さらに、社会環境の変化に伴う、インターネット上での人権侵害や性的マイノリティなどの新たな人権課題への理解促進を図るため、研修や啓発に取り組みます。

(2)男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現をめざし、家庭や学校、職場、地域で性別によって行動や考え方、生き方を制限されることなく、一人ひとりの個性や能力を十分發揮することができる社会の実現のために啓発・学習活動を推進するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を組み入れるよう努めます。また、女性が就業、公益的活動などの社会活動を行いやすい環境整備に努めます。

(3)平和を守るあたたかい心の醸成

平和を守るあたたかい心の醸成に努めるため、戦争の歴史や、国際連合や平和に関するNGO（非政府組織）等の活動などについて、町民が継続的に学ぶ環境づくりを進めます。

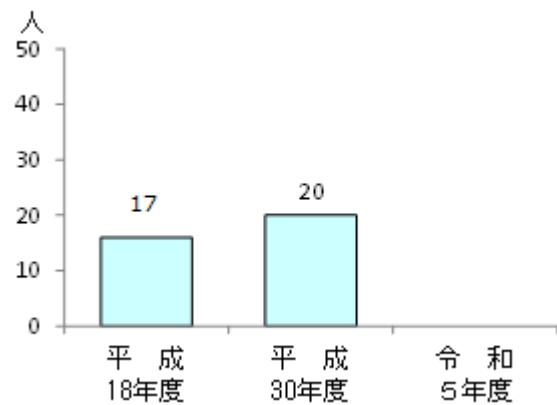
3-2 多様な交流の推進(国際・地域間交流)

【総務課】【企画政策課】【地域振興課】【農林課】【学校教育課】【生涯学習課】

現状と課題

- ◇本町では、国際交流として、まんのう町国際交流協会と連携しながら、中学生のシンガポールへの海外派遣や、台湾への町民友好使節団の派遣及び台湾からの友好使節団の受け入れ、在住外国人との交流事業などを行うとともに、国内交流として、全国ひまわりオイルサミットなど、全国各地の人々とふれあう取り組みを展開しています。国際交流は、コロナ禍により中止を余儀なくされましたが、台湾の高雄の屏東大学との交流は令和5年度から、中学生のシンガポールへの派遣は令和6年度から再開し、令和6年7月には屏東大学の交流協定締結を実現しました。
- ◇町民の多様な交流は、個人の成長を促し、生活の質を高めるだけでなく、お互いの地域を刺激しあい、関係人口の増加や経済活動の展開にも結びつくことで、町の活性化につながる効果が期待されます。
- ◇情報化や交通網の進化により、外国や国内の諸地域と日常的に交流が育まれる時代となっており、町には、教育や産業振興など、まちづくりに寄与する公益的な交流活動を、関係人口の拡大を含め、多様な視点で継続・発展させていくことが求められます。

＜中学生海外派遣事業の参加生徒数＞



資料：主要施策の成果に関する報告書

基本的な方向

個人の成長を促し、地域の活性化につながる内外の交流を進めます。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
中学生海外派遣事業の参加生徒数	0人（R5年度）	10年間で250人

基本施策

(1)国際交流の促進

町民の海外派遣事業や、外国人の受け入れ事業、在住外国人との交流事業、日本語ボランティアの育成などを継続的に進め、国際感覚豊かな人材の育成を図るとともに、外国の文化をまちづくりに活かしていきます。

(2)地域間交流の促進

ひまわりや灌漑遺産、「ユネスコ無形文化遺産」、「日本で最も美しい村連合」といった縁による、本町固有の自然や歴史文化、産業を活かした地域間交流に取り組み、町の活性化を図ります。

また、遠方の自治体と、災害時に互いに助け合える関係の構築をめざしていきます。

(3)小さな交流拠点づくりの推進

琴南地域活性化センター（ことなみ未来館）は、高齢者安否確認サービス付き宅配弁当事業やいきいき運動塾、アートギャラリー、木工・絵画・陶芸工房の開設、島が峰そば処、子どもを対象としたイベントなどの活動が住民主体で行われ、まさに、地域の生活機能の維持を図るために「小さな交流拠点」となっています。

国では、過疎地での空き家問題や限界集落化に対して、こうした「小さな交流拠点づくり」を奨励しており、地方創生関連の交付金等を活用しながら、琴南地域活性化センター（ことなみ未来館）の取り組みのさらなる活性化を図るとともに、他の地区での「小さな交流拠点づくり」を検討していきます。

基本目標2 農林商工・観光が息づくまち

4. “しごと”を創出する(産業振興)

4-1 未来につなぐ農林業の振興(農業・林業)

【地域振興課】【農林課】【建設土地改良課】

現状と課題

- ◇本町の農業は、米を中心に、麦、野菜、果樹、花きなどが幅広く作付けされるとともに、肉・乳牛、鶏(卵・肉)の飼養が比較的大きな規模で行われており、令和4年の農業産出額は55.3億円で、耕種が18.8億円、畜産36.5億円となっています。農業産出額は、全国1,719市町村中498位と人口規模の割に高く、特に畜産は261位と上位を誇ります。しかし、全国的な動向と同様に、農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、離農による耕作放棄地も発生しています。
- ◇本町は、香川産青果のうち、青ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、トマト、ナバナ、ニンニクの主産地であり、首都圏・京阪神を中心に出荷され、我が国の食料供給の一端を担っています。一方で、環境保全・防災など多面的機能を有するものの、条件不利地とされる「中山間地域」の農業地帯も擁することから、少量多品種の営農が継続できる支援や、近年の消費者ニーズに沿った環境にやさしい農業の振興を図っていくことも求められます。
- ◇平成24年から「人・農地プラン」に地域農業のあり方を定め、担い手の確保と農地の集積・集約化を進めてきましたが、令和5年度から、区域ごとに農業者が協議して10年後の目標地図を作成し、「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」として推進していく制度に移行しており、本町においても、目標地図を含む計画の策定・推進と、目標地図にある姿の実現に向けた支援を進めていく必要があります。
- ◇林業・森づくりについては、町内にある香川西部森林組合と仲南町森林組合が施業の主要な担い手となっており、令和2~5年度の4年間で、搬出間伐を約22.5ha、荒廃森林・放置竹林の整備を約10ha行い、地域木材利用住宅整備の補助にも22件の実績がありました。「ウッドシヨック」と呼ばれた木材価格の急騰は落ち着きつつあるものの、長く続いた価格低迷期から脱却しつつある中で、森林環境譲与税などの財源や、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ「森林経営管理制度」を活用しながら、伐採適期を迎える木材資源を消費することで水源涵養、国土保全など豊かな森林の公益的機能を發揮させ、次世代にしっかりと引き継いでいく必要があります。

<市町別の農業産出額（令和4年推計値）>



資料：農林水産省「わがマチ・わがムラ～市町村の姿～」

<市町別の農業産出額（平成29年推計値）>



資料：農林水産省「わがマチ・わがムラ～市町村の姿～」

基本的な方向

農林業は、食料の供給、地元商工業への波及、国土の保全、食育、木育など、地域にとって将来にわたるかけがえのない役割を担っているため、JAなど関係機関との密な連携のもと、意欲ある経営者が高品質の農林産物を効率的に安定生産できるよう振興を図るとともに、中山間地域での営農・森林整備の継承を図ります。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
農業産出額	55.3億円（R5年度）	現状維持
農産品の新規ブランド化の件数	3件（R5年度）	10年間で4件
ひまわりの栽培面積	16ha(R5年度)	<u>20ha</u>
搬出間伐面積	8.5ha/年(R5年度)	30ha

基本施策

(1) 担い手の育成

農業後継者の減少と高齢化が進む中、認定農業者などの地域の農業をけん引する中核的な担い手、次代を担う新規就農者、女性就農者、また地域対策としての小規模農業者など、多様な担い手の育成を図ります。

(2) 営農体制の強化

意欲ある担い手が経営規模を拡大し、協業等による効率化が図れるよう、農地の利用集積を進めるとともに、機械の共同利用や、農作業の受委託の拡大、営農組織の法人化、振興作物ごとのグループの育成などを促進していきます。

また、環境にやさしい農業が求められる中、低農薬、有機農業を奨励するとともに、化学肥料・農薬に依存しない自然の生態系を利用した様々な自然農法との共存を図ります。

(3) 生産基盤の整備

優良農地を確保し、作業の効率化と生産の安定を図るために、土地基盤の整備を促進するとともに、除草等作業負担の軽減を図る取り組みを促進します。

また、安定した水資源の確保を図るために、ため池や用排水路の改修、水利のパイプライン化等を推進します。

(4)高品質な農産物の安定生産によるブランド化の促進

消費者ニーズに対応した優良な品種の奨励や様々な生産技術の導入、最新の生産管理技術を活用したスマート農業※5の調査研究などにより、地域ブランド力の強化を図るため高品質な農産物の効率的な安定生産を促進します。

(5)農業の多面的機能の発揮

農業の多面的機能の発揮を図るため、管理する農業者に直接支払する制度などを活用して、中山間地域で米麦類のほか、野菜、そば、ひまわりなどを作付けし、地域で協力して営農の継続を図り、耕作放棄地の発生防止に努めます。

また耕種農家の堆肥利用と畜産農家の地元産飼料の安定確保の両輪を図る「耕畜連携」を推進していきます。

(6)有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣による被害の軽減を図るため、防護柵や防護ネットなどの設置を促進するとともに、被害の深刻化、広域化に対応し、捕獲活動を計画的に進めるため、捕獲作業従事者の確保と作業の負担軽減を図る多角的な支援を推進します。

(7)森林の適切な経営管理の推進

森林の経営管理を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を町が担うことで、森林の適正な管理を図り、林業の振興と手入れの行き届いた美しく安全な山林づくりを両立させていきます。

令和6年3月に策定した「まんのう町豊かな森林づくり基本計画」に基づき、統合型GIS等を活用した森林資源情報の整理や、森林管理方針別のゾーニングを進め、林業推進地域を選定し、計画的な森林整備に努めます。

(8)森林資源の利活用の推進

関係団体と連携しながら、計画的な間伐、搬出を行うことで、地場木材活用の住宅づくりの奨励や木育の推進などにより、香川県産・まんのう町産の木材や林産物の利活用を進めます。

また、木育・森林環境教育やエコツーリズムなど、森や木に親しむ取り組みを促進していきます。

※5 農作業の省力化、軽労力化を図るために、ICT（情報通信技術）を活用して行う農業

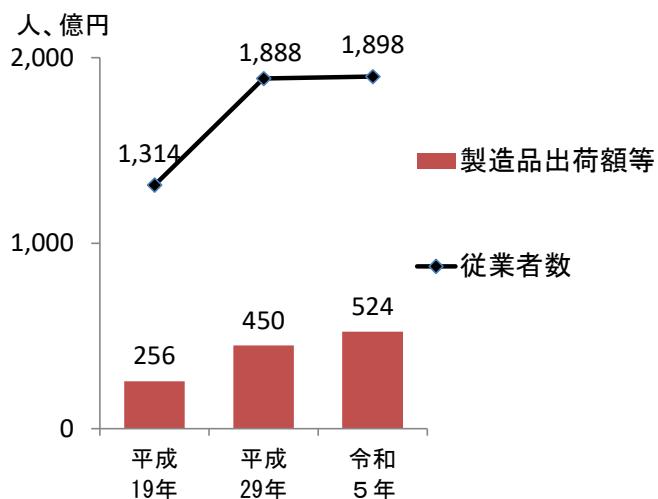
4-2 はつらつと働く商工業の継承・発展(商業・工業)

【地域振興課】

現状と課題

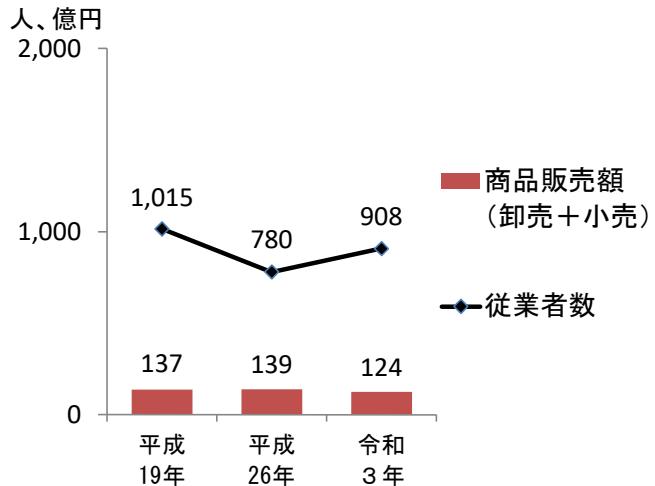
- ◇本町の製造業は、丸亀市に本社がある大手化学メーカーの工場を筆頭に、食品、金属、石材、木材の加工場などが立地し、令和3年の出荷額は449億円にのぼります。
- ◇商業は、令和3年の商品販売額が124億円となっています。幹線道路沿いに立地するスーパーやコンビニが小売業の主力となっていますが、個人商店も町内一円に立地しており、2つの道の駅や、6か所の農産物直売所、有名うどん店、国営讃岐まんのう公園、宿泊施設も、観光商業機能として重要です。
- ◇地域で生産される農林産物を加工により付加価値をつけて販売する「6次産業化」は、「ものづくりセンター」において、ひまわりのオイル、ドレッシング、洗顔せっけん、ぽん酢の商品化が実現したところであり、引き続き商品開発を進め、副次・派生的な効果を創出していくことが期待されます。
- ◇地域の活性化にむけては、地域住民が新たに産業を起こす「創業」が重要であり、地方創生の制度等を活用しながら、引き続き支援していく必要があります。

<製造業従事者数・製造品出荷額等>



資料： 工業統計調査

<商業従事者数・商品販売額>



資料： 19年は商業統計調査、26年以降は経済センサス

基本的な方向

商工会等と連携し、既存商工業の振興を図るとともに、「6次産業化」、「創業」の取り組みの拡大を図っていきます。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
製造品出荷額	524億円（R5年度）	現状維持
商品販売額（小売・卸売）	124億円（R3年度）	現状維持
起業件数	0件（R5年度）	10件

基本施策

(1)既存商工業の振興と起業・事業承継等への支援の推進

既存商工業の振興と起業者・事業承継者等に対する支援を図るため、商工会、JA、金融機関、行政が連携しながら、政府、県などの制度融資に対する利子補給や、起業や新規事業展開に対する助成の充実を図るなど、支援の強化を図っていきます。

(2)企業誘致の推進

地域の活性化、住民の定住化のためには町内企業の振興のみでは限界があることから、光ケーブル網等の産業基盤や、未・低利用地や遊休施設の有効活用に努めながら、新たな企業の誘致を図ります。

(3)「6次産業化」の取り組みの推進

「ものづくりセンター」を拠点に、農林産物の加工による高付加価値化を図り、観光施設やインターネットなど多様なチャネルで戦略的に販売して、地域活性化につなげていきます。

(4)「地産地消」の推進

地元で生産・製造された食品・産品を地元で消費することで、消費者は作り手の顔が見える安心なものを手にすることができます。生産製造者は輸入・流通等のコスト削減による所得向上等により地元産業の活性化が期待できるため、生産者・製造者、直売所や小売店などと連携し、「地産地消」を推進します。

(5)買い物環境づくりの推進

商店にアクセスしにくい住民の買い物環境を確保するため、移動販売(宅配)サービスを継続・発展させていきます。

(6)職業上のスキルアップの支援の推進

女性が結婚や出産により職業的キャリアが途切れてしまうことや、終身雇用制度が崩れ、男女とも各年齢層で転職・再就職をすることが当たり前の時代となっていることから、町民が、未経験の職種や上位の職階に挑戦し、職業能力を磨けるよう、関係機関と連携しながら、支援を推進します。

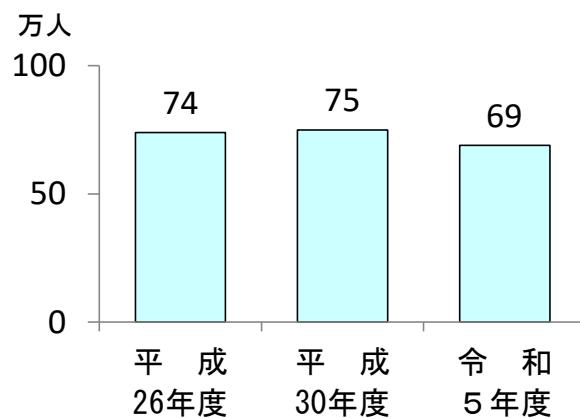
4-3 自然を生かした“まんのう観光”的活性化(観光)

【地域振興課】

現状と課題

- ◇本町の観光は、年間を通して観光客が訪れる国営讃岐まんのう公園、満濃池、有名うどん店が中心で、さらに、ひまわりの鑑賞や、ドライブ等での道の駅への立ち寄り、温泉施設への滞在、大滝大川県立自然公園のハイキングやキャンプ、その他各種イベント等があります。
- ◇観光のまち琴平に近接し、国営讃岐まんのう公園では中四国最大規模の野外音楽イベント「モンスター・バッシュ」が開催されるという好条件を、まちづくりに十分に生かせていないことが課題であり、本町の特性である豊かな自然や歴史文化の魅力を材料に、観光地としてのグレードアップを図っていくことが求められます。
- ◇満濃池は、令和4年4月に満濃池展望周遊道の供用を開始し、令和4年度に「名勝満濃池保存活用計画」を、令和5年度に「名勝満濃池整備基本計画」を策定しました。文化財としての側面と共に存しながら、弘法大師・空海が修築した日本最大級のため池として、さらなる魅力の発信を図っていくことが期待されます。
- ◇観光を収入に結びつけるには、多くの需要がある品目やサービスに、希少な付加価値をつける「日用の非日常化」が鍵であり、農林産品、自然の鑑賞や体験、スポーツ、史跡や古民家、さぬきうどんといったまんのう町に日常的にある潜在的な観光資源に、希少性を感じる比較優位な機能やエピソードを付加し、コストをあまりかけずに宣伝・提供していくことが重要です。

＜満濃池、国営讃岐まんのう公園、香川県満濃池森林公園の入込客数＞



資料：まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本的な方向

満濃池を中心に、既存の観光資源の魅力向上を図るとともに、希少性を感じる土産品や観光サービスの開発に努め、観光地としてのグレードアップを図ります。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
主要施設の年間延べ入込客数	114万人（R5年度）	150万人

基本施策

(1)観光資源の魅力向上

満濃池資料館(仮称)の設置やかりん会館のリニューアルなどのハード面と、満濃池周遊イベント、ひまわり関連事業などのソフト面を組み合わせ、三者協定を結んだ琴平町・高松信用金庫、瀬戸内中讃定住自立圏2市3町などと連携しながら、観光資源の魅力向上に努めます。

(2)希少性を感じる土産品や観光サービスの開発

観光にたずさわる住民・団体・企業等と連携しながら、希少性を感じる土産品や観光サービスの開発を進めます。

(3)観光情報の積極的な発信・周知

SNS、ARアプリなど、電子媒体の活用や、手作り感のある観光マップの配備、フィルムロケの誘致などにより、観光情報の積極的な発信・周知に努めます。多言語による情報発信など、インバウンド観光への対応も進めます。

(4)観光アクセスの充実

観光掲示板・サインの充実、レンタサイクルの周知やサイクルトレインの運行促進などを通じて、琴平市街地やJR・琴電各駅、高松空港などからバスやタクシー、レンタカー、自転車でまんのう町観光を楽しむしきみの確立を図ります。

(5)宿泊機能の強化

ビジネスユースや、四国周遊観光での宿泊、イベント時の宿泊、お遍路、リゾート滞在、田舎暮らし体験滞在など、様々な宿泊ニーズがある中で、雇用の受け皿となり、飲食・物販の経済波及効果が期待できる宿泊施設の整備に対し、遊休公共用地・施設のあつせんなど、可能な支援に努めます。

基本目標3 ゆったり暮らせるまち

5. 快適な暮らしを支える(生活環境)

5-1 生活基盤の長寿命化・更新(生活基盤)

【総務課】【住民生活課】【農林課】【建設土地改良課】

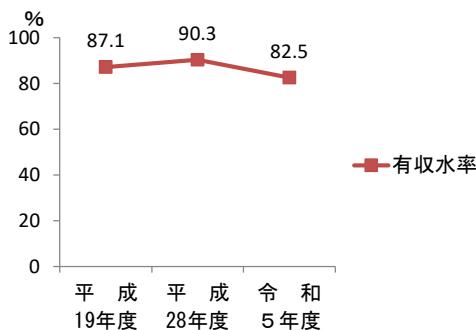
現状と課題

◇町民の生活を支える公共基盤として、道路、公園、公営住宅、水道、ごみや排水の処理施設、エネルギー施設、情報通信基盤などがあります。これらは、需要の拡大期を通じて、新設や規模の拡充が図られてきましたが、人口が減少する中、施設の老朽化に伴い長寿命化や更新計画など、いわゆる公共基盤の適正管理が課題となっています。

◇公共施設については、昭和56年以前の旧耐震基準下の建築物が約3割を占めています。近年は、老朽化が進んだ町営住宅や旧仲南北保育所、満濃農村環境改善センターの解体を進める一方、琴南支所の改修、神野、高篠、四条公民館の整備などを進めてきましたが、令和6年3月に改定した「まんのう町公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的視点に立った公共施設マネジメントに努めることが求められます。

◇公共基盤は、大型化、高度化され、ネットワーク化された公的施設・設備を町・県・国や広域行政組織、公益的な企業体などが、時系列で管理しており、適正な運営体制を維持・確保するとともに、災害、事故等が発生した際に、被害を最小限に抑え、早期復旧、事業継続を図ることが求められます。

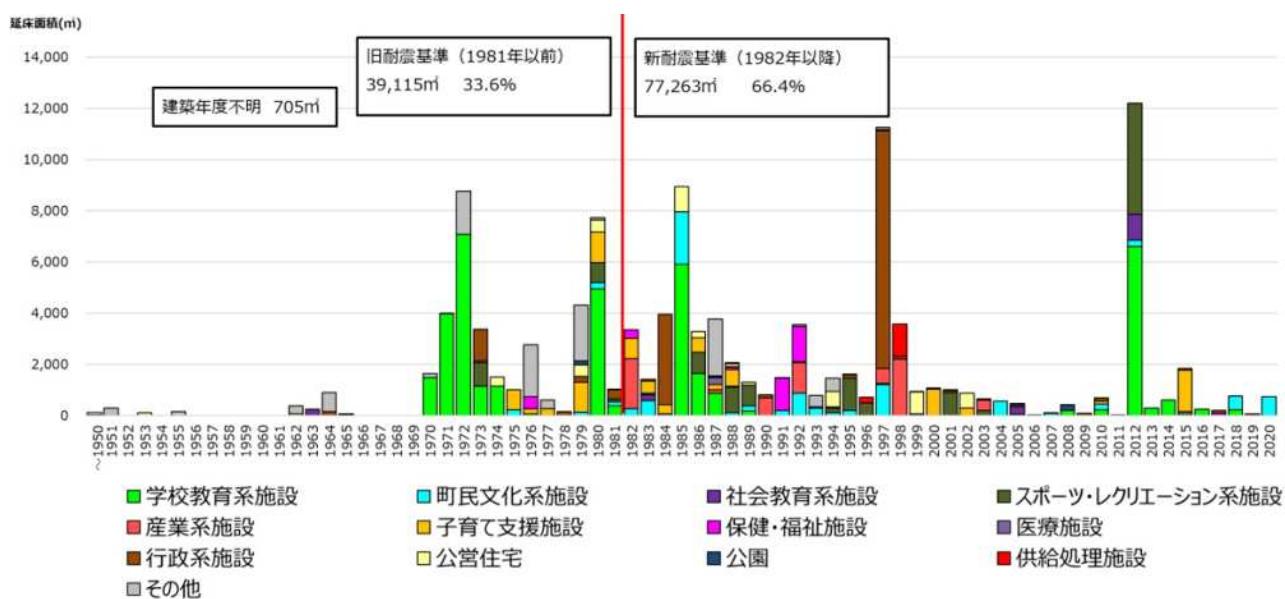
<水道の有収水率の推移>



※有収水率とは、浄水場で浄水して水道管に送った水の量のうち、家庭等に届けられ、水道料金収入につながった水の量の割合のこと。

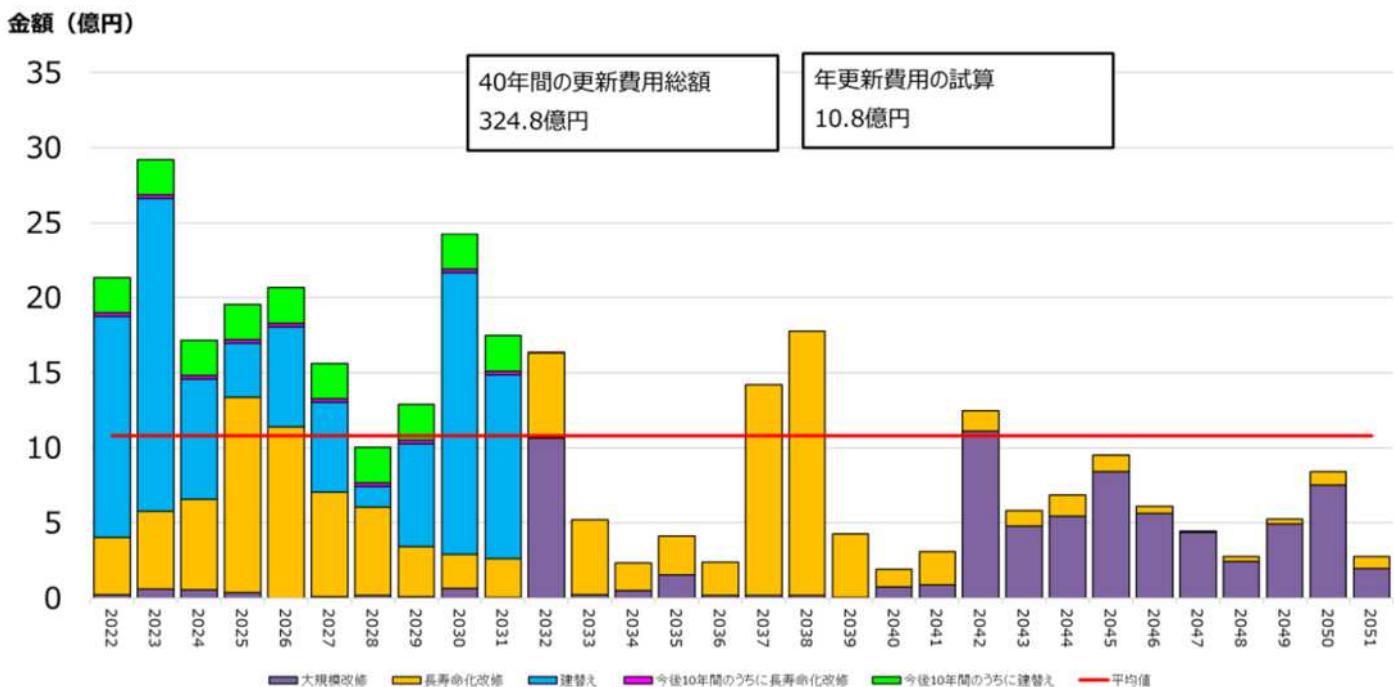
資料：主要施策の成果に関する報告書

＜建物系公共施設 築年別整備状況＞



資料：まんのう町公共施設等総合管理計画（平成6年3月改定）

＜町有の建物系公共施設の更新費用の推計（企業会計施設は含まない）＞



資料：まんのう町公共施設等総合管理計画（平成6年3月改定）

基本的な方向

町民の生活を支える公共基盤の適正な管理・運営を図るとともに、計画的な長寿命化・更新を進めます。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
水道の有収水率（香川県広域水道企業団）	82.5%（R5年度）	90%

基本施策

(1)安全な道路環境の確保

道路、橋梁、トンネルについて、計画的な点検と必要な修繕・改良・更新に努め、交通事故が起こりにくく、災害に対し強靭な環境の確保を図ります。

(2)公園の長寿命化の推進

安全で楽しくのんびり過ごせる公園環境を確保するため、施設・設備の適切な管理と長寿命化に努めます。

(3)公営住宅の適正管理の推進

公営住宅は、低廉な家賃で安心して住める住生活のセーフティネットであり、現有施設の適正管理に努めるとともに、需給動向や老朽化の状況に基づき、必要な長寿命化・更新と管理戸数の適正化を進めます。

(4)水道の安定確保

香川県広域水道企業団や指定水道工事業者等と連携しながら、町民に安全でおいしい水を安定して供給できるよう、施設・設備の長寿命化・更新・新設を進めるとともに、災害・事故発生時の応急給水・業務継続・復旧の体制強化に努めます。

(5)墓地・火葬場環境の維持確保

町営火葬場について、引き続き安定運営に努めるとともに、「墓じまい」や無縁化が課題となる中、適切にご供養する環境の維持確保に努めます。

(6)事業者と連携した各種生活基盤の確保

事業者や国や県と連携し、電力・ガス・燃料などのエネルギー、電話・インターネット・ケーブルテレビなどの情報通信の需要に応じた安定供給と災害・事故発生時の迅速な対応を促進しています。

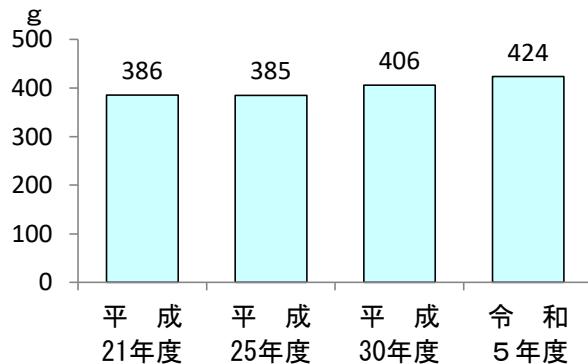
5-2 うるおいある環境の保全と継承

【住民生活課】【農林課】【建設土地改良課】【学校教育課】【生涯学習課】

現状と課題

- ◇身近な地域の環境から地球環境まで、美しい景観と水や生態系の循環サイクルを保ち、限られた資源を有効に利用する社会づくりが求められています。
- ◇ごみ・し尿の処理は、中讃広域行政事務組合2市3町（丸亀市・善通寺市・多度津町・琴平町・まんのう町）が共同で行っており、収集・処理体制を引き続き確保していくとともに、4R※6の推進によるごみの発生量の抑制を図っていくことが求められます。
- ◇生活排水の処理は、一部地域で公共下水道・農業集落排水が供用されていますが、町域の大半は、合併処理浄化槽による処理を行っています。汚水処理人口普及率は87.6%で、年々、向上していますが、河川・海洋の汚濁防止を図るために、処理人口の拡大を図っていく必要があります。
- ◇環境保全は、町民一人ひとりの意識の高揚と日々の地道な実践の積み重ねが重要です。町では、町内一斉清掃や、様々な環境学習活動などが行われており、継続・発展させていくことが求められます。

<1人1日当たりのごみ排出量の推移>



資料：住民生活課

基本的な方向

環境保全への意識の啓発に努め、住民と行政が協働で、美しい景観と水や生態系の循環サイクルを保ち、限られた資源を有効に利用する社会づくりを進めます。

※6 リフューズ（不要なものは買わない）、リデュース（減量化）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
1人1日当たりのごみ排出量	424 g (R5年度)	385 g
ごみのリサイクル率（※7）	15.0% (R5年度)	20%
汚水処理人口普及率	87.6% (R5年度)	90%

基本施策

(1)ごみ・し尿の適正な処理の推進

中讃広域行政事務組合構成市町や、収集・運搬事業者と連携しながら、4Rの啓発と、ごみ・し尿の適正な処理を進めます。令和10年3月に仲善クリーンセンターが操業廃止となるため、クリントピア丸亀での処理体制の確立を図ります。

(2)生活排水の適正な処理の推進

合併処理浄化槽の設置率の向上や、適正な維持管理を促進するとともに、公共下水道・農業集落排水の普及を図り、生活排水の適正な処理を推進します。公共下水道・農業集落排水の施設・設備の長寿命化を進めるとともに、災害発生時の業務継続体制の強化に努めます。

(3)環境学習と環境の美化・保全活動の推進

地域の様々な主体が、環境学習を通して、美しい景観や多様な動植物とのふれあいを楽しみ、自然のメカニズムや環境保全の大切さについて実践的に学ぶことを推奨していきます。

また、美しい景観と水や生態系の循環サイクルを保つための美化・保全活動を住民と行政が協働で推進します。

(4)里地里山の豊かな自然との共生

平成27年に本町の一部地域が環境省「生物多様性保全上重要な里地里山500箇所」に選定されるとともに、令和3年7月には「日本で最も美しい村連合」に加盟するなど、里地里山の保全に対する必要性が高まっています。中山間地域での営農、山の管理の継承と、耕作放棄地、荒廃山林の解消を図るため、放置竹林整備事業の推進など、積極的な取り組みを拡大・発展させていきます。

(5)地球温暖化防止対策の推進

温室効果ガスの排出削減による地球温暖化防止を図るため、低炭素型商品・サービスの優先選択など、「クールチョイス」(賢い選択)を推進していきます。

※7 資源ごみの重さを排出されたごみ（可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ）の重さで割った割合

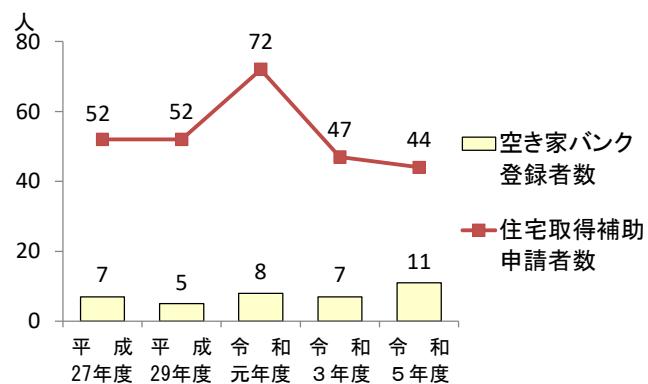
5-3 住み続けたい、移り住みたい環境の整備(移住・定住)

【地域振興課】【企画政策課】【農林課】【建設土地改良課】

現状と課題

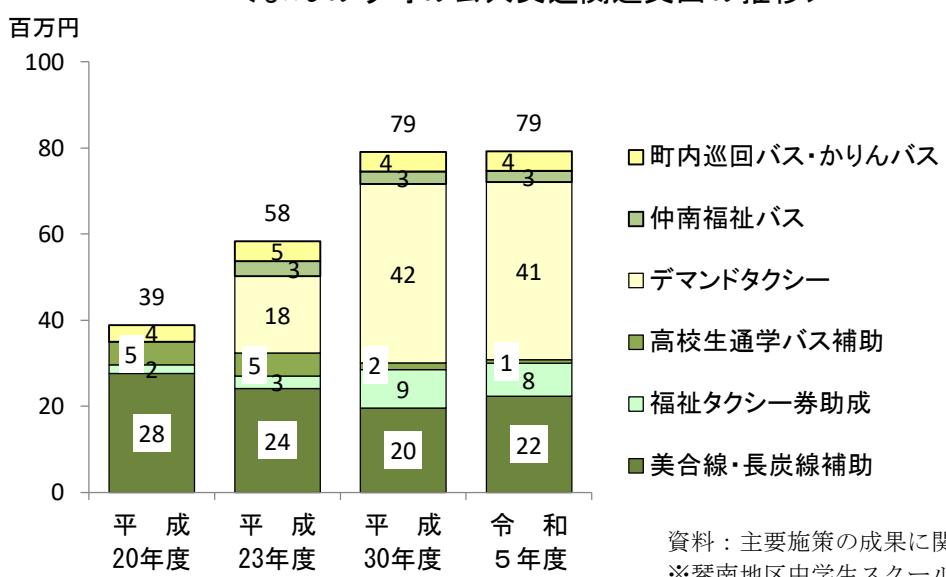
- ◇人口減少を抑制し、活力ある地域を維持していくためには、本町に移住したい、本町にずっと住んでいたいと思う「移住・定住の環境整備」が重要です。都市部に近い町北部では、新築の戸建住宅・集合住宅の供給があり、本町の人口を下支えしています。一方で、中山間地域では空き家も多く、限界集落問題も生じています。
- ◇町では、地方創生施策として、移住希望者への情報発信や相談・受入体制の強化に努めるとともに、家主と居住希望者をつなぐ「空き家バンク」や、40歳以下の若者への住宅取得費用の助成、Uターンを奨励する給付型奨学金など、様々な施策を推進し、効果を上げており、さらなる取り組みを進めていくことが期待されます。
- ◇本町の定住環境の課題の1つに、公共交通があります。路線バス、デマンドタクシー（あいあいタクシー）、スクールバスなどで、自家用車に乗らない住民の通勤・通学・買い物・通院等での移動を支えていますが、事業者や広域市町と連携し、よりよい交通体系づくりを進めていくことが求められます。
- ◇「田舎暮らし」の希望者が数ある自治体の中から本町を選び、家族とともに、新たな生活を成功させるために、移住前の相談から、空き家の紹介、就業支援まで、必要な支援をきめ細かく行なうことが求められます。

＜空き家バンク登録者数と
若者住宅取得補助申請者数の推移＞



資料：まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略P D C Aマネジメント報告書

＜まんのう町の公共交通関連支出の推移＞



資料：主要施策の成果に関する報告書
※琴南地区中学生スクールバスは含まない。

基本的な方向

本町に継続的に関心を持ち関与する「関係人口」を増やすことを通じて移住希望者を増やし、その着実な移住につなげるため、情報提供や住まい・しごと等のマッチングを進めるとともに、公共交通など、住み続けられる定住環境の確保・充実に努めます。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
空き家バンクの年間登録件数	11件（R5年度）	<u>5年間で50件</u>
住宅取得補助申請者数	年間44件（R5年度）	年間60件
路線バス炭所線、美合線の乗降者数	<u>76,747人</u> （R5年度）	<u>77,500人</u>

基本施策

(1) 移住希望者への支援の推進

本町に町外の多くの人が関心を寄せ、関わりを持ち、移住につながるよう、まちを売り込むため多様な媒体による積極的な情報発信を行うとともに、田舎暮らし希望者が多く集まる「移住フェア」への参加や、移住コーディネーターなどによる専門的な相談の推進、空き家バンク等による住まいの確保の支援、JAや香川県中讃農業普及センター等と連携した就農指導、地域起こし協力隊制度の活用などを進め、地域ぐるみで、移住者の受け入れを推進していきます。

(2) 住宅取得の支援の推進

新築、建売住宅購入時の経済的負担を軽減し、町内に住宅を建てることを誘導し、定住人口の拡大を図っていきます。あわせて、地元産木材の活用も奨励し、地域産業の発展に結びつけていきます。

(3) 公共交通の確保

民間路線バス事業者への補助を継続し、既存路線の維持確保に努めるとともに、デマンドタクシーなどの公共交通を運営し、多くの町民にとって、定住の重要な条件となる自家用車以外での移動手段の確保に努めます。

長期的には、公共交通のドライバーの高齢化や働き方改革による人材不足が懸念される中、ライドシェアや客貨混載、自動運転などの技術革新や規制緩和も進みつつあり、地域交通のあり方に関する関係者による協議を継続的に推進していきます。

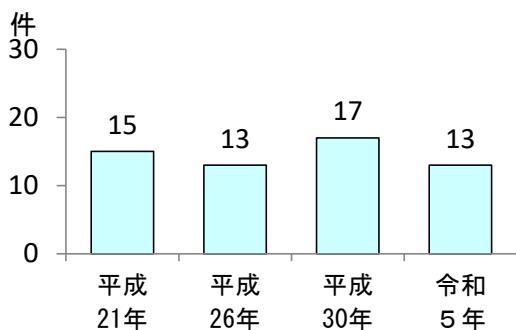
5-4 生活安全対策の充実(防災・防犯・交通安全)

【総務課】【建設土地改良課】

現状と課題

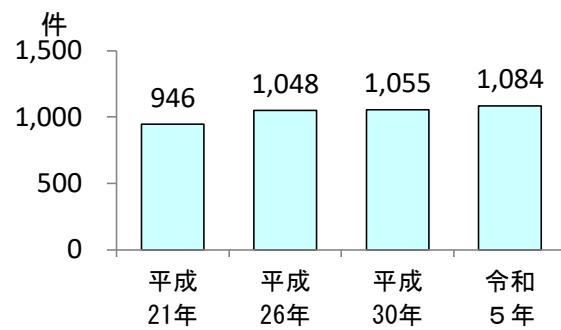
- ◇東日本大震災により、「想定外」の災害がどこででも起こりうることが再認識されました。大規模な地震や水害・土砂災害も頻発しており、災害時に、住民・関係機関とともに、避難、医療救護、被害拡大の防止、水や食料の供給などの初動対策や、応急復旧が適切に行えるよう、意識啓発や訓練、しくみづくりを進めるとともに、建物の耐震化、堤防やのり面の崩壊防止対策など、国土強靭化に努める必要があります。とりわけ、令和3年に自治体に義務化された避難行動要支援者の個別避難計画の作成・運用を進めていく必要があります。
- ◇消防・救急は、仲多度南部消防組合による常備消防と、町消防団により行っています。消防・救急車両・機器の計画的な更新や、職員の確保と知識・技能の研鑽、機能別消防団員制度の導入による消防団の強化などを進めてきましたが、今後も、消防需要の複雑化や救急業務の増大に対応できる体制を維持・確保していくことが求められます。
- ◇防犯・交通安全については、地域ぐるみで犯罪や交通事故の防止に関する啓発活動を進めており、引き続き、推進していくことが求められます。

<火災発生件数>



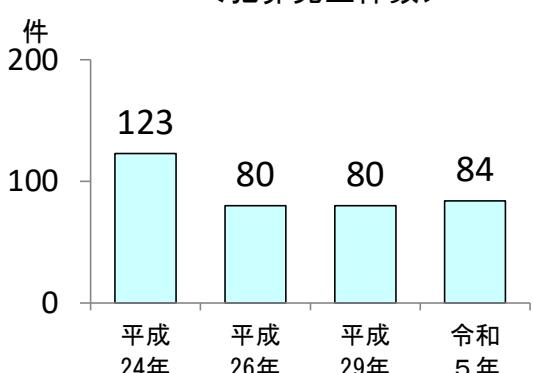
資料：仲多度南部消防組合消防年報ほか

<救急出動件数>



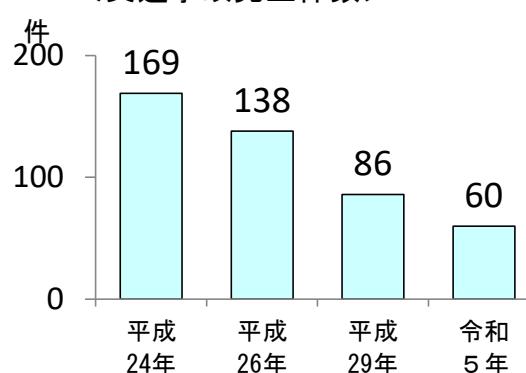
資料：仲多度南部消防組合消防年報ほか

<犯罪発生件数>



資料：まんのう町データブック、100 の指標からみた市町ほか

<交通事故発生件数>



資料：まんのう町データブック

基本的な方向

まちぐるみで住民意識を啓発し、災害や火災、犯罪、事故による被害の発生・拡大を未然に防ぐよう努めます。災害や事故等の発生時には、住民や関係機関と協力し、迅速・的確な応急対策を組織的に進めます。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
防災訓練参加世帯数	1,412世帯（R5年度）	1,500世帯
個別避難計画の作成率	97.7%（R5年度）	100%
交通死亡事故件数	年間2件（R5年度）	0件

基本施策

(1)災害予防対策の推進

住民とともに、災害に強いまちを築くため、自主防災組織の組織化や活動の充実、定期的な防災訓練の推進、災害時要配慮者対策の推進、応援・受援体制の強化、情報通信システムの強化、水や食料・燃料・資器材の備蓄、建物の耐震化の促進、治山・治水対策の推進などに努めます。

(2)災害応急対策・業務継続の体制づくりの推進

職員の参集・配備の基準や、一人ひとりが初動時に行うべき活動の内容を毎年周知し、異動・入退職があっても、すべての職員が、的確な応急活動を行える体制づくりに努めます。また、停電、浸水、電子データの滅失等の事故があっても、庁内執務が円滑に再開できるよう、業務継続体制の強化に努めます。

(3)地域防犯の推進

見守り・声かけの奨励、「子ども110番の家」等の普及などを図り、日頃から、地域で犯罪の発生を防止する地域防犯活動を推進します。

(4)交通安全の推進

交通安全教育や、カーブミラーなどの交通安全施設の整備、運転免許返上の奨励などにより、地域で交通安全を推進します。

(5)国民保護の推進

国民保護法に基づき町民の生命、身体、財産を守るため、国民保護訓練等により、体制づくりに努めます。

6. 地域課題をみんなで解決する(地域運営)

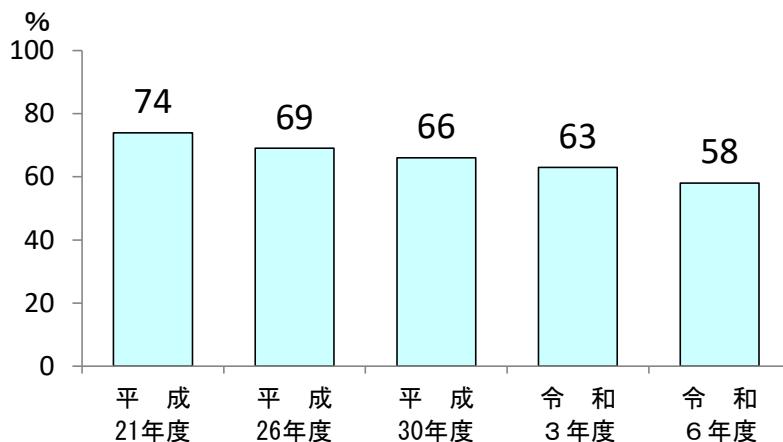
6-1 支えあうコミュニティの活性化(コミュニティ)

【総務課】【琴南支所】【仲南支所】

現状と課題

- ◇私たちの暮らしは、個人・家族、隣近所や近隣地域、市町村などの基礎行政区域、郡・県・地方など広域圏、国といった単位での活動で成り立っています。このうち、主に、近隣地域での組織的な活動を担うものが、自治会をはじめとする地域コミュニティ組織です。
- ◇地域コミュニティ組織は、公共空間の環境保全や治安維持、まつりごと、共有財産の管理などを自主的・民主的に行うための組織であり、生活課題の解決や、地域の活性化に大きな役割を果たしています。
- ◇自治会加入率が年々低下するなど、地域コミュニティ組織は、人口の減少や、生活範囲の広域化、企業社会の発展により、組織力が徐々に弱まっていますが、その公益的役割は重要であり、組織の継承・発展を図ることが求められます。
- ◇一方、地域コミュニティ組織が構成員の全員参加を原則とするのに対し、特定の目的で任意に集まる組織があります。このうち、非営利で公益性のある組織(NPO)は、生活課題の解決や、住みよい地域づくりに寄与するため、育成を図っていくことが求められます。

くまんのう町の自治会加入率の推移>



基本的な方向

生活課題の解決を図り、住みよい地域づくりを進めるため、コミュニティの活性化を図ります。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
自治会組織率	58.8% (R5年度)	現状維持

基本施策

(1)地域コミュニティ組織の組織力の強化

自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会等の地域コミュニティ組織に、次世代や移住者、未加入者が加入し、自主的な活動ができるよう支援していきます。

(2)NPOの育成

非営利で公益性のある組織(NPO)を設立し、地域貢献を行いたい町民を支援していきます。

(3)生活課題の解決と地域の活性化の推進

各組織が、各地域の状況に応じて、地域福祉や自主防災、環境美化・保全などの活動を計画的に行い、生活課題の改善・解決につなげていくことを継続的に支援していきます。

また、伝行事の継承を図るとともに、地域連帯意識を高める新たな事業等の実施を積極的に支援し、地域の活性化につなげていきます。

6-2 協働による適正な行財政の運営(行財政運営)

【総務課】【企画政策課】

現状と課題

- ◇行政は、住民から、個人や企業では行えないことを、選挙と納税により付託された機関であり、貴重な財源を予算に基づき、適正に執行・管理することが重要です。住民は、政策意思決定の大部分を首長や議会に委任するしくみとなっていますが、あくまで、まちづくりの主役は住民であり、行財政運営は住民と行政が協働で推進していくことが求められます。
- ◇住民と行政の協働のためには、行政情報を的確に住民に広報するとともに、住民の声を幅広く聴取し、反映していくことが重要です。
- ◇行政組織は、行政需要が拡大するに伴って大きくなり、まんのう町役場では約190人の職員が働いています。業務は多岐にわたり、情報システム化が進むとともに、高水準の法令遵守と職業倫理が求められることから、計画的な人材育成による組織力の向上を常に行っていくことが重要です。
- ◇デジタル技術を活用して住民の利便性の向上を図っていく「自治体DX」(デジタル・トランスフォーメーション)を本町においても推進していくことが求められます。国では、「ガバメントクラウド」という情報システムのプラットフォームを構築し、令和8年1月までに自治体の基幹系情報システムの標準化・共通化を図ることをめざしており、本町においても進める必要があります。また、「マイナンバーカード」について、様々な住民サービスでの活用を検討していくことが期待されます。
- ◇財政は、単年度ごとに予算が編成され、議決を経て執行され、余剰が出れば繰り越しや積み立てを行い、不足は基金で充当するしくみとなっています。税財源でまかなえない財政需要を国・県からの交付金でまかなうことができますが、そうした依存財源の使途は限定されており、自主的な財源を確保しつつ、効率化等により支出の削減を図り、収支を黒字にすることが重要です。一方で、後年度世代との負担の公平化の手段である起債等も活用しつつ、必要な投資を行っていくことも重要です。合併特例による恩恵がなくなる中で、中長期的な視野に立ち、健全な財政運営を進める必要があります。

<行財政の各種指標の状況>

	単位	平成 19年度	平成 29年度	令和 4年度
職員数	人	221	185	190
積立金現在高	億円	25.7	72.5	63.6
地方債現在高	億円	100.6	125.8	130.1
実質公債費比率	%	14.2	7.0	8.6
経常収支比率	%	89.7	86.7	88.3
財政力指数	-	0.40	0.36	0.34
地方税徴収率(現年度)	%	97.1	98.7	98.5

資料：決算カード

基本的な方向

行政情報を的確に広報するとともに、住民の声を幅広く反映し、住民本位の行財政運営に努めます。職員の計画的な育成を図るとともに、長期的視野に立った健全な財政運営を進めます。

数値目標

項目	現状値	目標値(令和11年度)
「マイナンバーカード」の普及率	79.1% (R5年度)	90.0%
現年の町税収納率（国保税を除く）	99.5% (R5年度)	現状維持
実質公債費比率	8.4% (R5年度)	8.5%以内
広域連携事業の数	36 (R5年度)	現状維持

基本施策

(1)行政情報のきめ細かな広報の推進

広報まんのうをはじめ、行政告知放送やインターネットホームページなど、様々な媒体を活用し、行政情報のきめ細かな広報を推進します。

また、災害時要配慮者の見守り体制の強化などのため、各家庭との双方向型の告知通信システムの導入について、研究を進めます。

(2)住民の意見の的確な反映

アンケート調査や、住民懇談会等の開催、審議会等の委員の住民公募、パブリックコメント（意見公募手続）などを通じて、住民の意見を幅広く聴取し、施策・事業推進の際に的確に反映していきます。

(3)組織力の向上

職員の能力開発を計画的に推進するとともに、会計年度任用職員の適切な待遇の確保など、働きやすい職場環境づくりに努め、役場の組織力の向上を図っていきます。

(4)住民本位の行政サービスの提供

事務処理システムの高度化などにより、増え続ける事務量の削減を進めつつ、窓口サービスの充実を図るなど、住民本位の行政サービスの提供に努めます。

(5)自治体DXの推進

地方公共団体業務システムの標準化・共通化について、国が対象としている20業務の標準化・共通化にむけて、システムの改修等を進めます。また、農地、森林等のGISによるマッピングにより、計画的な営農、森林保全につなげていきます。さらに、「マイナンバーカード」について、拡張機能を活用して自治体それぞれで独自のサービスを開拓することが可能であり、本町に有益な活用方法を検討していきます。

(6)健全な財政運営の推進

中長期の財政計画に基づき、財源の確保と効果的な配分、経費の削減に努め、健全な財政運営を推進します。

(7)広域行政の推進

各一部事務組合での共同事務を推進するとともに、瀬戸内中讃定住自立圏域の丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町による観光、スポーツ等の広域連携を推進し、規模のメリットを生かしていきます。

〔参考〕地方公共団体業務システムの標準化・共通化の対象20業務

部門	項目	概要
1	住基・戸籍・年金	住民基本台帳 氏名、生年月日、住所などが記載された住民票を編成したシステム
2		印鑑登録 印鑑による本人証明制度に基づく情報管理システム
3		選挙人名簿管理 選挙資格を持つ住民を選挙人として名簿管理するシステム
4		戸籍 戸籍の管理を行うシステム
5		戸籍附票 戸籍作成以後の住民票変遷情報を管理するシステム
6		国民年金 20歳以上60歳未満の住民が加入する公的年金に関するシステム
7	税	固定資産税 土地、家屋および償却資産にかかる税金にかかる業務管理システム
8		個人住民税 住民に対する行政サービスにかかる税金にかかる業務管理システム
9		法人住民税 法人にかかる行政サービスにかかる税金にかかる業務管理システム
10		軽自動車税 軽自動車などの所有者に課せられる税金にかかる業務管理システム
11	保健福祉	国民健康保険 他の医療保険に加入していない住民を対象とした医療保険システム
12		後期高齢者医療 後期高齢者医療制度に基づく業務管理システム
13		介護保険 介護保険制度に基づく業務管理システム
14		障害者福祉 障害者総合支援法に基づく業務管理システム
15		児童手当 児童手当制度に基づく業務管理システム
16		児童扶養手当 児童扶養手当の支給事務に関する業務管理システム
17		子ども・子育て支援 子ども子育て支援制度に基づく業務管理システム
18		生活保護 生活保護行政のための業務管理システム
19		健康管理 住民の健康管理にかかる保健事業のための業務管理システム
20	教育	就学 児童・生徒の学齢簿や就学援助の申請・給付に関する業務管理システム

